

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

(諮問第 1 2 0 0 号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	17
3	申請概要	18
4	審査結果	26

別添

- 補正申請書(東日本) (写)
- 補正申請書(西日本) (写)

平成20年6月24日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成20年1月15日付け諮問第1200号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 また、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
 に関する補正後の接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 (平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正)

1. 総論

意見	再意見	考え方
<p>意見1 直ちに有効な設備競争を行うことができない地域については、NTT東西のダークファイバの利用が必要であるため、公正競争ルールの整備が必要。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 当社は、設備競争を積極的に進めていく考えですが、公社時代に構築した線路敷設基盤を活用して光ファイバを敷設可能なNTT東・西と、全国で広範囲に設備競争を行うことは困難です。ただちに有効な設備競争を行うことができない地域については、NTT東・西のダークファイバを利用する必要があるため、公正競争ルールの整備が必要と考えております。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」に対する弊社共意見書(平成20年5月26日付)(以下、「弊社共意見書」という。)でも述べたように、現在の光アクセスサービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)殿が70%超のシェアを確保した独占状態にあることから、光アクセスサービスにおいて公正な競争環境を確保することが不可欠であると考えます。</p> <p>KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)殿が述べているように、公社時代に構築した線路敷設基盤を有するNTT東西殿と同様に全国で広範囲に設備競争を行なうことは困難であり、接続事業者はNTT東西殿の加入光ファイバを利用する必要があります。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 設備競争の促進について、当社は電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境整備に最大限取り組んで参りました。その結果、他事業者が市場へ参入するハードルは更に低くなっており、現にKDDI様をはじめとして電</p>	<p>○ 情報通信審議会答申(平成20年3月27日情審通第55号。以下「答申」という。)に示したとおり、FTTH市場におけるNTT東西のサービスシェアが既に70%を超え、新規契約数も約80%を占める中で、今後のADSLからFTTHへのマイグレーションを見据えれば、設備競争に支障を与えないように配意しつつ、FTTH市場での事業者間競争の促進に軸足を置いた競争政策の展開が、利用者利便向上の観点から必要と考えられる。</p>

力系事業者やCATV事業者においては、当社の電柱を延べ338万本(H19.12末:東西計)ご利用いただき、自前の光ファイバを敷設されております。

また、当社の加入光ファイバについては、相互接続のための提供条件や手続きについて接続約款に規定し、最大限提供しており、他事業者は当社と同等の条件で利用することが可能であるため、公正競争ルールは既に十分に整備されていると考えております。

(NTT東日本)

- 設備競争の促進について、当社は電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境整備に最大限取り組んで参りました。その結果、光ファイバについては、電力会社殿がNTT東西の約2倍の電柱を保有し、電力系事業者殿が相当量の設備を保有する等、当社との熾烈な設備競争を展開されているところです。また、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前のアクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末。再送信のみを含む。)に増加させています。

⇒別添1、2参照(省略)

KDDI殿によると「全国で広範囲に設備競争を行うことは困難であり、ただちに有効な設備競争を行うことができない地域については、NTT東西のダークファイバを利用する必要があるため、公正競争ルールの整備が必要」とのことですが、当社と

	<p>電力系事業者殿やCATV事業者殿との間では、以下のとおり、西日本全域で設備競争が展開されている状況に鑑みれば、KDDI殿の主張はあたらないと考えます。</p> <p>FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見した場合、当社のシェアは西日本マクロで47.8%(平成19年12月末)に止まり、30府県中17府県で当社シェアが50%を下回り、うち9県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、67%、61%、57%、52%(平成19年12月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。 ⇒別添3参照(省略)</p> <p>なお、当社の光ファイバの提供条件や提供手続きについては、平成13年に接続約款に規定済であり、当社と他事業者が同等条件で利用できる環境は整っているという観点からも、更なる公正競争ルールの整備は必要ないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見2 光アクセスサービスにおける公正な競争環境を確保するためには、NTT東西の加入光ファイバの接続料の低廉化だけでなく、NTT東西を含めたOSUの共用を前提とした分岐端末回線当たりの接続料設定の両方を実現することが必要であり、加入光ファイバの接続料の低廉化のみだけでは、光アクセスサービスにおける公正競争を確保するには不十分。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 弊社共は、従来、光アクセスサービスにおける公正な競争環境を確保するためには、東日本電信電話株</p>	<p>—</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27</p>

<p>式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という)の加入光ファイバに係る接続料の低廉化だけでなく、NTT東西を含めたOSUの共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定の両方を実現することが必要と主張してきたところです。しかしながら、平成20年3月27日に情報通信審議会により答申された、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る答申(以下、「NGN接続ルール答申」という)及び「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」についてに係る答申(以下、「光ファイバ接続料答申」という)においては、加入光ファイバに係る接続料の低廉化のみを行うこととされており、弊社共は光アクセスサービスにおける公正競争を確保するには不十分な内容であると考えています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		<p>日情審通第53号)で示したとおり、今回の接続料の更なる低廉化に加えて、競争事業者間でOSU共用に積極的に取り組むことにより、FTTHサービス提供コストを更に低廉化させることが可能であることから、その取組状況やダークファイバ芯線の利用状況など、FTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料設定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当である。</p>
--	--	---

2. 補正後の加入光接続料の水準について

意見3 補正後の接続料水準は、競争事業者の市場参入意欲が図れるほどの接続料水準にまで低廉化されておらず、光アクセスサービス市場の競争に寄与する接続料水準とは言い難い。	再意見3	考え方3
<p>○ 加入光ファイバの接続料水準だけをとって見ても、今回NTT東西が実施した「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」(以下、「本補正申請」という。)は、本年1月に実施された当初の「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に係る認可申請(以下、「当初申請」という)時から約100円しか値下げされておらず、光アクセスサービス市場の競争に寄与する接</p>	<p>○ 今回の加入光ファイバ接続料の補正申請は、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)を踏まえた総務省からの要請に基づき、当社としても一層の利用促進を期待し、他事業者ダークファイバの需要を見直して算定した結果、当初申請よりさらに低廉化した料金となっており、このことにより他事業者がFTTH市場へ参入しやすくなる環境が更に整うことになると考えております。</p>	<p>○ 答申に示したとおり、ダークファイバ需要予測の見直しは、①ADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率、②今回の算定期間におけるシングルスター方式の芯線の利用状況、③設備競争の進展への配慮、の3点を総合的に勘案して行うことが必要としたところである。</p> <p>この点、今回の補正申請案は、①シェアアクセス方式のダークファイバの提供開始以降、需要の</p>

<p>続料水準とは言い難い内容となっています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 本補正申請案は、主として需要予測を見直していますが、依然として競争事業者の市場参入意欲が図れるほどの接続料水準にまで低廉化されず、市場の期待を損ねる内容であり、FTTH市場において事業者間競争の活性化促進にならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行接続料 ¥5,074 (FTM及び加算料含む) ・補正申請後接続料 <ul style="list-style-type: none"> ⇒NTT東日本 ¥4,610 (約-9.1%) ⇒NTT西日本 ¥4,932 (約-2.7%) <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>拡大した期間を踏まえ、NTT東西ともに、平成13年第3四半期からの3年間のDSL接続需要の伸び率を適用して再予測したこと、②見直し後のシェアアクセス方式の稼働芯線数は、平成22年度時点で、シングルスター方式の稼働芯線数に近接する水準に設定されており、両者の間の競争の進展状況に差異が生じないように留意されていること、③今回の見直し水準について、電力系事業者やCATV事業者等から設備競争の進展に支障があるとの具体的な意見が示されなかったこと、にかんがみると、答申を踏まえた適切な見直しを行ったものと考えられる。</p>
<p>意見4 FTTH市場における競争の活性化を図るには、NTT東西の任意による設定ではなく、3年、5年と比較検証を行った上で、最善の方法を選択すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」の考え方8において、算定期間は接続料規則の上限5年以内であれば申請者の任意で設定可能とし、3年間の設定を問題ないとしています。多数の接続事業者は、低廉化を目的とした算定において3年間は効果的でないと考えています。FTTH市場における競争の活性化を図るには、NTT東西の任意による設定ではなく、3年、5年と比較検証を行ったうえで、最善の方法を選択すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 将来原価方式は予測期間を長期化するほど、乖離リスクが高まる傾向にあり、昨今の原材料価格の高騰、為替レートの変動等、先行きの経済の不透明性が高まっている中で、乖離リスクを最小限にとどめるという観点からは、できるだけ短い算定期間が望ましく、今回の算定期間の3年間は適切なものであると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 答申では、FTTH市場における競争を促進する観点から、ダークファイバ需要予測の見直しを行うことが適当との考え方を示したところであり、今回の補正申請案は、考え方3のとおり、答申を踏まえた適切な見直しを行ったものと考えられる。</p> <p>なお、将来原価方式は、申請者が5年以内であれば算定期間を任意に設定可能であることから、今回の3年という算定期間は適当である。</p>

意見5 加入光ファイバ接続料の設定にあたっては、設備競争に与える影響についても十分留意することを要望。	再意見5	考え方5
<p>○ NTT東西が独占し設備構築が終わっているメタル回線とは異なり、設備構築事業者がNTT東西以外にも存在する光ファイバ網の接続料については、その接続料水準次第で競争環境に多大な影響を与えるものであります。</p> <p>そのため、加入光ファイバ接続料の設定にあたっては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申にありますように、設備競争に与える影響についても十分留意いただくことを強く要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	—	(考え方1に同じ)
意見6 需要予測の見直し等による接続料設定は、今回限りの措置とし、早期に実績原価方式への移行等を実施すべき。	再意見6	考え方6
<p>○ 今回のような政策的要請に基づく需要予測の見直し等による接続料設定は、今回限りの措置とし、早期に実績原価方式への移行等を実施すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>○ ケイ・オプティコム殿のご意見にもあるとおり、今後は可能な限り早期に実績原価方式へ移行する考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 今回のダークファイバ需要予測の見直しは、FTTHサービスが今後我が国の基幹的なブロードバンドアクセスサービスとなることを見込まれる中で、NTT東西のシェアが既に70%を超える状況にあるなど、現在のFTTH市場を巡る競争環境等を踏まえ、競争促進を図る観点からの政策的要請に基づき行われたものである。</p> <p>このため、次期接続料の算定方法についても、その時点におけるFTTH市場を巡る競争環境や利用者に与える影響等を踏まえ、実績原価方式への移行の適否等を含めて、次期接続料算定の際に改めて判断することが適当である。</p>

3. 乖離額調整制度について

意見7 補正後の接続料水準では、現実的に公正競争が可能な環境が整っておらず、政策的要請を満たすとは言いえないため、乖離額調整制度の導入を	再意見7	考え方7
--	------	------

<p>認めるべきではない。</p> <p>○ 乖離額を事後的に調整することは、追加負担が生じるおそれのある競争事業者にとっては経営上の不安定要因となります。さらに、調整時期によっては、乖離の原因者と負担者が異なることにもなります。したがって、将来原価方式においては、事後調整は予見性及び公平性の観点からそもそも認められるべきではありません。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 光ファイバ接続料答申では、政策的な値下げへの対応に対する特例として、乖離額調整制度の導入を認めることとされていますが、本補正申請の接続料水準では、現実的に公正競争が可能な環境が整っておらず、政策的要請を満たすとはいえないため、特例措置としての乖離額調整制度の導入を認めるべきではありません。そもそも、将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであること、並びに将来原価方式における乖離額調整制度は現行制度上認められていないことから、弊社共は将来原価方式に係る本来の考え方を歪めた前例をつくるべきでないと考えます。</p> <p>弊社共は本補正申請を認めるべきではないと考えているところですが、仮に本補正申請を乖離調整制度の導入を含めて認可するというのであれば、乖離額調整制度の導入を行わないこととして、当初申請における加入光ファイバ接続料水準にて認可することもやむを得ないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 将来原価方式の接続料算定においては、乖離額調整制度は予見性及び公平性の観点から、そもそも認められるべきではありません。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 現行制度において、将来原価方式に乖離額調整制度の適用は認められていません。従って、「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」(平成20年4月23日付、NTT東西殿実施)(以下、「本補正申請」という。)に対する特例措置であっても、現行制度の基本的な考え方に影響を及ぼしかねないことから、将来原価方式への乖離額調整制度の適用は認められるべきではありません。</p> <p>また、KDDI殿が述べている接続事業者の予見性や負担の公平性に加えて、以下の理由からも将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来原価方式は、申請者自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を設定する方式であるため、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであること。 ・将来原価方式による接続料は、将来的なNTT東西殿の設備構築・運営コストのベンチマークとして機能させるべきものであり、乖離額調整制度を導入し、完全なコスト回収を保証することは、NTT東西殿による過度な投資が実施される等の非効率な事業運営を助長することになりかねないこと。 	<p>○ 答申に示したとおり、乖離額調整制度は、ダークファイバ需要予測の見直しを行う場合、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT東西のみに負担させることは適当ではないことから、今回の申請に限定した特例的な措置としてその導入を認めるものである。</p> <p>今回の補正申請案は、答申を踏まえたダークファイバ需要予測の見直しを適切に行い、当該見直しに伴うリスクをNTT東西のみに負担させることは適当ではないことから、申請案どおり、乖離額調整制度の導入を特例的に認めることが適当である。</p>
---	---	--

○ 事業者間競争を促進し得るFTTHサービスの提供コストの低廉化であれば、乖離額調整制度の導入を特例的に認めるとありますが、本補正申請案はその低廉化に値するものではなく、到底認めるべきではないと考えます。算定期間について、NTT東西の任意による乖離リスクを最小限にとどめるとした3年間を採用するのであれば、乖離額調整制度を不要とするべきです。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

さらに、先般の弊社共意見書で述べたとおり、そもそも「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する認可申請」(平成 20 年 1 月 9 日付、NTT 東西殿実施)(以下、「当初の認可申請」という。)時から約 100 円程度しか値下げされていない本補正申請の接続料水準は、事業者間の競争に寄与する水準とは言い難いため、本補正申請を認めるべきではないと考えます。仮に本補正申請を乖離額調整制度の導入を含めて認可するというのであれば、乖離額調整制度を導入せずに、当初の認可申請における加入光ファイバ接続料水準にて認可することもやむを得ないものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ この度の補正申請の目的は、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)にも記されたとおり、“FTTH市場における事業者間競争の促進に軸足を置いた競争政策を展開すること”であり、そのための方策として、現行制度上では認められていない将来原価方式での乖離額調整制度を特例として適用し、NTT東西殿に競争政策として有効な接続料金の算定を求めたものと理解しています。

従いまして、まずは、本補正申請の料金が、“FTTH市場における事業者間競争の促進”を実現する料金であるかどうかの峻別が行われるべきと考えますが、当社としましては、当該料金水準では事業者間競争の促進を実現するものではないと判断し、本補正申請においては、特例措置となる乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。

また、“FTTH市場における事業者間競争の促

	<p>進”に向けては、今後の検討範囲を光ファイバ接続料に特化させるのではなく、NTT東西殿が独占しているPSTNをFTTH(OAB～JIP電話)に移行させつつある現状、並びにそのことが要因の1つとなり、現在でも70%を有するFTTH市場のシェアを拡大させている推移を勘案しながら、競争政策の検討を継続して行うことが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、構造上、実績と予測に乖離が生じることは避けられませんが、コストを全額回収することを大原則とする実際費用方式の1つであることからすれば、当然、乖離額調整制度は認められるべきであると考えます。</p> <p>また、今回の加入光ファイバ接続料の補正申請は、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)を踏まえた総務省からの要請に基づき、当社としても一層の利用促進を期待し、ダークファイバ需要予測を修正した上で加入光ファイバ接続料を再算定するとともに、乖離額調整制度については、「乖離額調整により接続料水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、乖離額を複数の算定期間に分けて接続料原価に算入する」など予見可能性の確保にも配慮して修正を行っており、申請案どおり認められるべきであると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見8 乖離額調整制度を導入するのであれば、接続事業者が参入可能なより低廉な接続料の設定を行うべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ NTT東西のリスク負担軽減となる乖離額調整制度を導入するのであれば、接続事業者が参入可能なよ</p>	<p>—</p>	<p>(考え方7に同じ)</p>

り低廉な接続料金の設定を行うべきであると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)		
意見9 2011年度以降の次期加入光ファイバ接続料については、乖離額調整制度を認めないことを前提に、改めて算定の在り方を十分に議論すべき。	再意見9	考え方9
○ 2011年度以降の次期加入者光ファイバ接続料については、乖離額調整制度は認めないことを前提に、改めて算定の在り方を十分に議論することが必要であると考えます。 (KDDI)	—	(考え方6に同じ)

4. その他

意見10 加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線当たりの接続料設定に関する見直しを検討・実施すべき。	再意見10	考え方10
○ FTTHサービスにおける公正競争の確保のためには、加入者光ファイバ(1芯単位)の接続料水準の見直しに加え、投資リスクの扱い及びモラルハザード的な利用の防止等の課題を踏まえつつ、OSU専用によるシェアドアクセスの1分岐端末回線単位の接続料設定について検討を進めることが必要です。 (KDDI)	○ FTTHサービスにおける公正競争の確保のためには、シェアドアクセスの1分岐端末回線単位の接続料設定についての検討を進めることが必要です。 (KDDI)	(考え方2に同じ)
○ 光アクセスサービスについては、現状 NTT 東西が70%超のシェアを確保した独占的状态となっているため、四半期毎のシェア調査などにより NGN 接続ルール答申及び光ファイバ接続料答申に基づく措置による改善効果が確認できない場合には、加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線当たりの接続料設定に関する見直しを即時に実施すべきと	○ 光アクセスサービスの公正な競争環境を確保するためには、NTT 東西殿の加入光ファイバを公正に利用し得る接続ルールの整備が必須であり、その実現にあたっては、加入光ファイバに係る接続料金の低廉化と NTT 東西殿を含めた OSU 共用を前提とした分岐端末回線当たりの接続料設定の両方が必要であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン	

<p>考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>クモバイル)</p> <p>○ シェアドアクセス方式の加入ダークファイバについては、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について」に係る答申および「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る答申により、接続ルール自体の見直しは行わずダークファイバ需要予測を修正したうえで加入者光ファイバに係る接続料の低廉化を行うこととされましたが、OSU の共用または専用による 1 分岐端末回線単位での接続料設定を実現することも FTTH サービスの促進に資するものと考えます。</p> <p>新規参入を企図する事業者からの要望に対して、今後技術的な実現性と具体的な経済負担の検証を十分に進め、適切な期間・費用での実現を目指すことが望ましいと考えます。</p> <p>FTTH サービス促進のためにも接続ルールを確立し、公正有効競争が図れる自由市場を実現することが必要であると考えます。</p> <p>(ビック東海)</p> <p>○ OSUの共用については、以下のような問題があるため、困難であると考えます。</p> <p>①分岐方式は、新サービスの提供等に伴い、過去 6年間で4回変更しており、今後も追加的な新サービスの提供に伴い変更が想定されることから、現行の装置や分岐数を固定的に捉えOLT等を共用することは、今後の新サービスの提供が困難となり、お客様利便の向上に支障が生じること。</p>	
--	---	--

- ②OLT等を複数事業者で共用することは、新サービスのタイムリーな提供が困難になることや、そもそも異なるサービスポリシーを持つ会社間で共通のルール作りが困難なことが想定されることなどから、お客様への「安心・安全・信頼性の高いサービス」の提供に支障が生じること。
- ③他事業者は当社と同様なアクセスサービスを提供することが可能であること。また、他事業者は、約900万のブロードバンドユーザを有しており、営業上もその顧客基盤を活用して、効率的なサービス提供が十分可能であること。他事業者同士で共用すれば、さらに効率的なサービス提供が可能であること。
- ④設備競争している各社も、当社と同様に、サービス競争の阻害、設備競争の否定となり、結果としてFTTHの普及拡大を阻害するといった懸念を持っていること。

また、OSUを専用した上で分岐端末回線単位の接続料を設定することについても、以下のような問題があるため、実施すべきでないと考えます。

- ①使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かない(使用効率の高い事業者が低い事業者のコストを肩代わりする。)こととなり、競争環境を歪めること。
- ②「基本料」を意図的にコスト以下にすると、ダークファイバよりもコスト的には高いにも関わらず、品質が同じで安く借りることができることとなるため、不経済な利用形態を助長することになること。

こうした点を踏まえ、分岐端末回線単位の貸し出しについては、「次世代ネットワークに係る接続

ルールの在り方(答申)」(平成20年3月27日情報通信審議会)において、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」とされており、当社としては実施すべきでないと考えます。

(NTT東日本)

- OSU専用／OSU共用による1分岐端末回線単位の接続料設定はいずれも、「営業努力して収容効率を高めた事業者に相乗りすることでリスクを軽減して商売したい。」というものです。営業努力をして収容効率を高めなくても、1ユーザあたりコストが先行事業者と同水準になるような仕組みを採り入れることは、当該他事業者がフリーライドすることになり、健全な競争環境を歪め、自ら投資するよりも借りた方が得になる状況を更に助長することになり、当社だけでなく、電力系事業者やCATV事業者の投資インセンティブも失われ、誰も光ファイバ等投資を行わなくなり、結果、設備競争が阻害され、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことができなくなると考えます。このような競争政策を推進した場合、各社のIPブロードバンドネットワークの利点を生かした多彩なサービスの実現を困難にし、お客様利便の向上につながらないと考えます。

また、OSUを専用した上で、接続料の設定上の工夫で対応する案については、①使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かない(使用効率の高い事業者が低い事業者のコストを肩代わりさせられる)こととなり、競争環境を歪める、②「基本料」を意図的にコスト以下にすると、ダークファイバよりもコスト的には高いにもかかわらず、品質が同

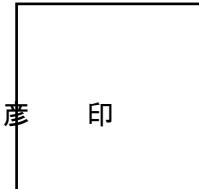
	<p>じで安く借りられることになるため、不経済な利用形態を助長することになる点で問題が大きいため、不適當であると考えます。</p> <p>こうした点を踏まえ、分岐端末回線単位の貸し出しについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方(答申)」(平成20年3月27日情報通信審議会)において、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適當」とされており、当社としては実施すべきでないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見11 シェアドアクセスについては、公正競争の確保及びFTTHの普及促進のため、NTT東西を含む複数事業者間で共用することが必須。	再意見11	考え方11
<p>○ シェアドアクセスについては、OSU共用も1分岐端末回線単位の接続料設定を実現する方法の一つとなります。その際は、公正競争の確保及びFTTHの普及促進のため、NTT東・西を含む複数事業者間で共用することが必須の条件となるものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	—	(考え方2に同じ)
意見12 NTT東西の独占的状態の改善が確認できない場合には、2010年に検討することとされているNTTの在り方に係る議論を前倒すべき。	再意見12	考え方12
<p>○ NTT 東西の独占的状態の改善が確認できない場合には、光アクセスサービス市場における NTT 東西の独占的状態が解消できなくなる前に抜本的に公正競争環境を整備していくことが必要となるため、前述の見直しと平行して、2010 年に検討することとされている NTT の在り方に係る議論を前倒して実施すべきと考えます。</p>	<p>○ 光アクセスサービスにおける NTT 東西の独占状態が改善しない若しくは改善が見込めない場合は、次期接続料算定のタイミングまで待つことなく、即時に加入光ファイバ接続料の低廉化及び分岐端末回線あたりの接続料設定に関する見直しを実施すべきであり、さらにこの見直しと併行して、公正競争環境を抜本的に整備するために、2010 年に検討することとしている NTT 殿のあり方</p>	<p>○ 本意見は、NTTの組織問題に関するものであり、本件に直接関連するものではない。</p> <p>なお、NTTの組織問題については、平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることとされている。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	に関する議論を前倒して実施すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
----------------------------------	--	--

情 審 通 第 ※ ※ 号
平成 20 年 6 月 24 日

総 務 大 臣
増 田 寛 也 殿

情 報 通 信 審 議 会
会 長 庄 山 悦 彦



答 申 書 (案)

平成 20 年 1 月 15 日付け諮問第 1200 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 また、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりである。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 高部 豊彦

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 森下 俊三

2. 申請年月日

平成20年4月23日(水)

3. 実施予定期日

認可後、平成20年4月1日(火)に遡及して適用。

4. 概要

平成20年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料設定のため、接続約款の変更を行うものである。

5. 経緯

1)平成20年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料については、平成20年1月9日にNTT東西から接続約款の変更認可申請が行われ、総務省においては、乖離額調整制度の扱い等について一部保留した形で、同月15日に情報通信審議会に諮問した。

2)その後、二度の意見招請手続及び接続委員会における審議を経て、平成20年3月27日、以下の二点が確保されることを要望する情報通信審議会の答申(以下「答申」という。)が行われた。

【答申抜粋】

総務省においては、FTTHサービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争の促進を図る観点から、以下の二点が確保されることを要望する。

①NTT東西に対して、別添1に記述した考え方(注:省略)に基づき、ダークファイバ需要予測を修正した上で加入光ファイバ接続料を再算定するとともに、乖離額調整制度に係る規定の修正を行うことを要請すること

②NTT東西に対して、上記①の修正を反映した接続約款の変更認可について、本件に係る要請後可及的速やかに補正申請を行うことを要請すること

3)これを踏まえ、同日付で、総務省は、NTT東西に対し上記①・②について要請を行ったところであり、NTT東西による本件申請(以下「補正申請」という。)は、これを受けて行われたものである。

II 主な変更内容

1. 概要

(1) 光信号端末回線伝送機能の接続料

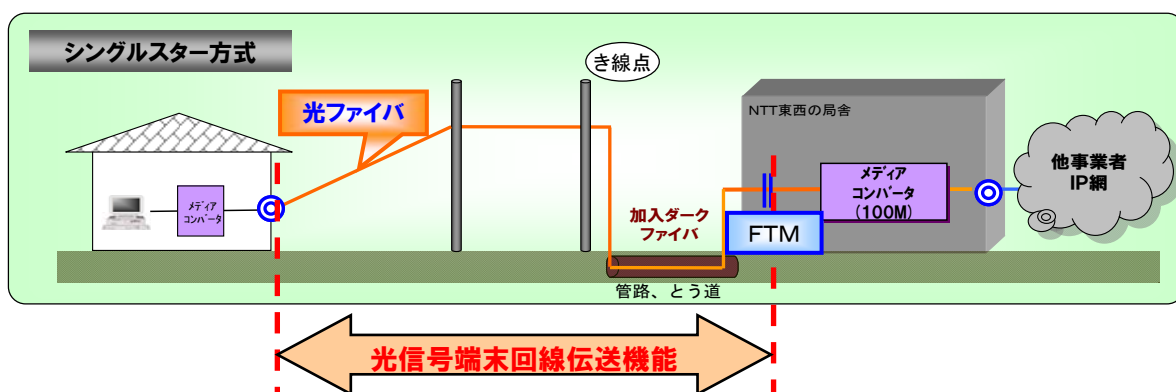
光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるものである。今回の補正申請案は、今年1月の申請案(以下「当初申請案」という。)と同様の算定期間(平成20年度から22年度)及び算定方式(将来原価方式)を採用しつつ、ダークファイバ需要予測を修正した上で接続料を再算定したものである。その結果は以下のとおりである。

(タイプ1-1)

	補正申請案	当初申請案	現行接続料
NTT東日本	4,610円(▲464円)	4,713円(▲361円)	5,074円
光ファイバ	4,261円 (▲266円)	4,359円 (▲168円)	4,527円
FTM	178円 (102円)	183円 (107円)	76円
加算料	171円 (▲300円)	171円 (▲300円)	471円
NTT西日本	4,932円(▲142円)	5,048円(▲26円)	東西均一接続料
光ファイバ	4,648円 (121円)	4,761円 (234円)	
FTM	119円 (43円)	122円 (46円)	
加算料	165円 (▲306円)	165円 (▲306円)	

※1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※上記のほかに、回線管理運営費(平成20年度:東69円、西89円(実績原価方式で算定))が必要。



➤ 接続料算定の概要

1) 需要の予測方法(光ファイバとFTM)

需要の予測は、①Bフレッツの稼働芯線数、②ダークファイバ(他事業者が利用する加入光ファイバ)の稼働芯線数、③専用線等の稼働芯線数、の3種類に分けて行っているが、①と③については、当初申請案と同一の芯線数を採用している¹。

②については、当初申請案では、Bフレッツの稼働芯線数に対する割合が、各年度ともに、平成18年度末の実績割合(東:約21%、西:約11%)と同じとなるように算定していたが、補正申請案では、答申等を踏まえ、以下のような考え方で見直しを行ったところである。

a) シェアドアクセス方式のダークファイバ需要(平成20年度～22年度)については、当初申請案における平成19年度末の予測芯線数をベースとして、他事業者のDSL接続需要の需要拡大期(3年間)における伸び率を適用して予測。

b) 具体的には、シェアドアクセス方式によるダークファイバの提供開始(東:H16.8、西:H16.10)以降、需要の拡大した期間(約2年間)が、DSLの提供開始時(H11.12)から同様に経過していると捉え、当該時点から3年間のDSLの接続需要の伸び率を適用して予測。

☞ 具体的な伸び率

- NTT東日本: 年平均132.5%(H13年第3四半期～H16年第3四半期)
- NTT西日本: 年平均196.9%(H13年第3四半期～H16年第3四半期)

c) なお、シングルスター方式のダークファイバ需要について、当初申請案と同様の考え方で芯線数を予測。

【NTT東日本】

■ 稼働芯線数

(単位:千芯)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①Bフレッツ	841	1,089	1,458	1,901	2,160	5,519
②ダークファイバ	173	221	309	452	646	1,407
シングルスター方式	143	192	261	341	387	989
シェアアクセス方式	30	29	48 (13)	112 (66)	260 (207)	420 (286)
③専用線等	176	175	175	175	175	525
合計	1,189	1,486	1,942 (13)	2,528 (66)	2,981 (207)	7,451 (286)

※()内は、当初申請案からの増加芯線数。

¹ ①については、まずBフレッツの各年度末の契約数を予測し、その上でその契約数に対しサービス提供するために必要な芯線数を算出するという過程を経て行い、③については、各年度ともに、平成18年度末実績の稼働芯線数と同一の芯線数として算定している。

※FTM分の接続料算出に用いる③の芯線数は、当初申請案と同様、平成18年度は188千芯、平成19年度以降は179千芯で、平成20年度から22年度の3年間合計では、537千芯。

【NTT西日本】

■稼働芯線数

(単位:千芯)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①Bフレッツ	920	1,228	1,486	1,840	2,338	5,664
②ダークファイバ	103	135	175	263	465	903
シングルスター方式	90	122	150	185	235	570
シェアアクセス方式	13	13	26 (12)	78 (61)	230 (208)	334 (281)
③専用線等	137	137	137	137	137	411
合計	1,160	1,499	1,798 (13)	2,239 (60)	2,939 (207)	6,976 (280)

※()内は、当初申請案からの増加芯線数。

※FTM分の接続料算出に用いる③の芯線数は、当初申請案と同様、各年度は141千芯で、平成20年度から22年度の3年間合計では、423千芯。

2)費用の予測方法(光ファイバとFTM)

費用は、当初申請案と同様、接続料規則の規定に基づき、①設備管理運営費、②他人資本費用、③自己資本費用、④利益対応税の合計額により算出した上で、施設設置負担金を支払う者が、光ファイバ分の接続料原価に加算料相当コストが含まれることにより二重負担となることを回避するため、加算料相当コストを光ファイバ分の接続料原価から控除する処理を行っている。

■NTT東日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	84,584	95,607	95,809 (631)	102,170 (1,577)	106,476 (3,063)	304,455 (5,271)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	21,569	24,983	27,803 (139)	30,657 (449)	32,773 (912)	91,233 (1,500)
③加算料相当コスト	3,371	4,278	3,804 (26)	5,007 (136)	5,936 (424)	14,748 (587)
④加算料相当コスト 控除後原価 (①+②-③)	102,782	116,312	119,808 (744)	127,820 (1,890)	133,313 (3,551)	380,940 (6,184)

※()内は、当初申請案からの増加額。

【FTM】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	4,723	4,536	4,340 (24)	4,283 (59)	4,274 (101)	12,897 (184)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	903	950	978 (3)	1,019 (9)	1,065 (16)	3,062 (28)
③原価(①+②)	5,626	5,486	5,318 (27)	5,302 (68)	5,339 (117)	15,959 (212)

※()内は、当初申請案からの増加額。

■NTT西日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	114,348	121,550	111,985 (537)	110,629 (1,620)	111,783 (3,748)	334,397 (5,905)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	20,333	22,194	22,483 (90)	22,540 (321)	23,117 (748)	68,140 (1,159)
③加算料相当コスト	3,254	4,257	3,445 (24)	4,318 (118)	5,706 (411)	13,470 (554)
④加算料相当コスト 控除後原価 (①+②-③)	131,427	139,487	131,023 (603)	128,851 (1,823)	129,194 (4,085)	389,067 (6,510)

※()内は、当初申請案からの増加額。

【FTM】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	3,915	3,578	3,161 (17)	2,874 (40)	2,705 (76)	8,740 (133)
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	475	472	440 (0)	416 (5)	403 (8)	1,259 (13)
③原価(①+②)	4,390	4,050	3,601 (17)	3,290 (45)	3,108 (84)	9,999 (146)

※()内は、当初申請案からの増加額。

3)加算料コストの算定

加算料コストは、減価償却費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計額により算出し、当初申請案と同額のNTT東日本で171円、NTT西日本で165円(芯線/月)。

(2)光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるものであり、光ファイバ分の接続料原価に、光信号主端末回線に係る費用のみが含まれ、引込線に関する費用が含まれないことが光信号主端末回線伝送機能との相違となる。

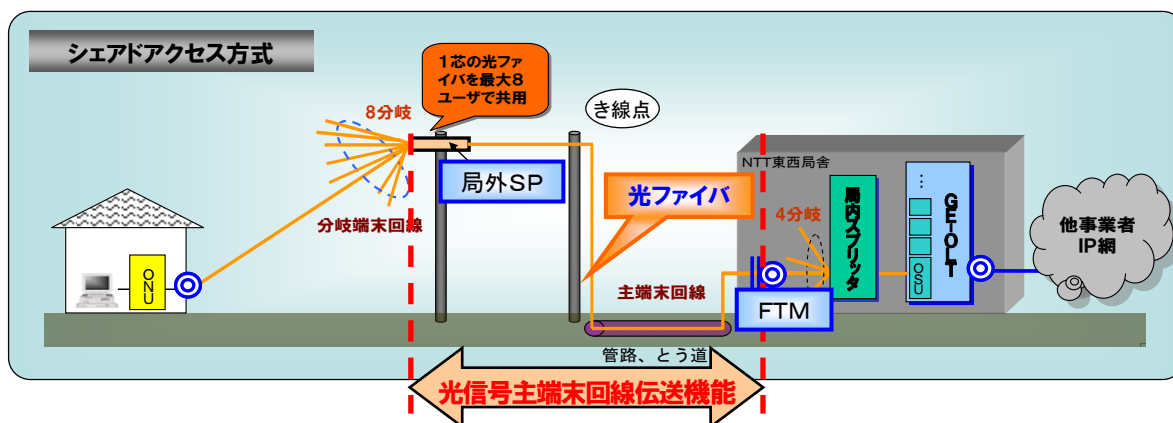
今回の補正申請案は、当初申請案をベースとして、ダークファイバ需要予測を修正した上で接続料を再算定したものであり、その結果は以下のとおりである。

(タイプ1-1)

	補正申請案	当初申請案	現行接続料
NTT東日本	4,260円(▲760円)	4,368円(▲652円)	5,020円
光ファイバ	3,721円 (▲163円)	3,823円 (▲61円)	3,884円
FTM	178円 (102円)	183円 (107円)	76円
加算料	149円 (▲255円)	150円 (▲254円)	404円
局外SP	212円 (▲444円)	212円 (▲444円)	656円
NTT西日本	4,522円(▲465円)	4,647円(▲340円)	4,987円
光ファイバ	4,037円 (153円)	4,158円 (274円)	3,884円
FTM	119円 (43円)	122円 (46円)	76円
加算料	143円 (▲261円)	144円 (▲260円)	404円
局外SP	223円 (▲400円)	223円 (▲400円)	623円

※1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※局外スプリッタ(8分岐)は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする将来原価方式により算定していたもの。



➤接続料算定の概要

1)需要の予測方法(光ファイバとFTM)

光信号端末回線伝送機能と同一の方法に基づき芯線数を予測。

2)費用の予測方法(光ファイバとFTM)

費用予測も、基本的に光信号端末回線伝送機能と同一であるが、光ファイバ分については、引込線に係る費用を除いた費用で算定する点が異なる。なお、FTM分は、光信号端末回線伝送機能におけるものと全く同一であることから、ここでの記述は省略する。

■NTT東日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	73,781	83,374	81,787 (483)	86,619 (1,087)	90,423 (1,845)	258,829 (3,415)
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	21,553	24,739	26,927 (116)	29,061 (351)	30,772 (614)	86,760 (1,081)
③加算料相当コスト	3,371	3,842	3,315 (1)	4,363 (90)	5,173 (338)	12,850 (428)
④加算料相当コスト控除後原価 (①+②-③)	91,963	104,271	105,399 (598)	111,317 (1,348)	116,022 (2,121)	332,739 (4,068)

※()内は、当初申請案からの増加額。

■NTT西日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	102,247	107,818	97,667 (382)	94,628 (1,035)	92,835 (2,015)	285,130 (3,432)
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	20,323	21,953	21,865 (71)	21,405 (234)	21,179 (461)	64,449 (766)
③加算料相当コスト	3,254	3,841	2,986 (0)	3,743 (78)	4,946 (325)	11,674 (402)
④加算料相当コスト控除後原価	119,316	125,930	116,546 (453)	112,290 (1,191)	109,068 (2,151)	337,905 (3,796)

(①+②-③)

※()内は、当初申請案からの増加額。

3)加算料コストの算定

光信号端末回線機能で用いる加算料コスト(東:171円、西165円)に、光信号端末回線の接続料原価(光ファイバ分)に占める光信号主端末回線の接続料原価(光ファイバ分)の割合を乗じて算出するが、補正申請案では、当初申請案における当該割合が変更(東:87.7%→87.34%、西:87.33%→86.84%)されたため、NTT東日本で149円(▲1円)、NTT西日本で143円(▲1円)となっている。

2. 乖離額調整制度等

当初申請案では、算定期間(平成20年度～22年度)における原価の実績値と収入の実績値の差額について、次期以降の接続料原価に算入する「乖離額調整制度」が規定されていたが、補正申請案では、答申等を踏まえ、当該制度について以下のように修正したところである。

- 1) 乖離額調整制度の対象となる乖離額は、算定期間における予測費用と実績接続料収入の差額とし、当該額を次期接続料原価に算入する。この場合に、算定期間の最終年度(平成22年度)の収入については、当該最終年度における直近までの期間の需要の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定する。
- 2) 1)で算定した最終年度の収入と収入の実績値との差額については、次々期接続料原価に算入する。
- 3) 1)における乖離額調整により、接続料水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、乖離額を複数の算定期間に分けて接続料原価に算入するなど、当該変動を緩和するための措置を講じる。

(参考)未利用芯線の検証

【利用芯線の割合】

	平成18年度実績	平成22年度見込み	
		当初申請案	補正申請案
NTT東日本	約34%	約52%	約55%
NTT西日本	約34%	約55%	約59%

※利用芯線には、保守用芯線を含む。

※現行接続料が設定された平成13年当時、NTT東西は、現行接続料の算定期間の終了年度である平成19年度には、利用芯線の割合は、現在(注:平成13年当時)のメタル回線並みの約6割になると想定して接続料原価を算定。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	本件申請は、機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	本件申請は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



東相制第 08-12 号
平成 20 年 4 月 23 日

総務大臣
増田 寛也 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひこ

代表取締役社長 高部 豊

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成20年1月9日付け東相制第07-129号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

別紙 東相制第07-129号（平成20年1月9日）の補正内容

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ(略)	(略)	(略)	(略)	_____
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,542円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,542円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	4,678円		
	エ 2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	9,084円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	9,084円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	9,356円		
オ 4芯式のもの		1回線ごとに	18,712円			
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	_____
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,281円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,281円		

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ(略)	(略)	(略)	(略)	_____
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,439円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,439円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	4,572円		
	エ 2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	8,878円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	8,878円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	9,144円		
オ 4芯式のもの		1回線ごとに	18,288円			
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	_____
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,271円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,271円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,542円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,542円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	4,678円	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,542円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,542円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	4,678円	
	イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,368円	—	
		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,368円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	4,494円		
	(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,439円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,439円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	4,572円	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,439円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,439円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	4,572円	
	イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,260円	—	
		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,260円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	4,383円		
	(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,495円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,864円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,530円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,196円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,899円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,565円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,231円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,897円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,600円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,266円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,932円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,635円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,301円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,967円			

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,389円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,758円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,424円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,090円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,793円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,459円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,125円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,791円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,494円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,160円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,826円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,529円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,195円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,861円			

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	—
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)	(略)	—

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	—
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)	(略)	—

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1 光信号 主端末回線ごとに	4,368円	—
		(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1 光信号 主端末回線ごとに	4,368円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1 光信号 主端末回線ごとに	4,494円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則（平成19年11月2日東相制第07-72号）

- 1 (略)
（端末回線伝送機能に関する経過措置）
2 (略) 月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能 （第5条（標準的な 接続箇所）第1項の 表中第2欄で接続 する場合）	ア (略)	(略)	(略)	—
	イ 1.536Mbit/s 又 は6.144Mbit/s の 符号伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	74,848円	—

3 (略)

附 則
（実施時期）

- 1 この改正規定については、認可を受けた後、平成20年4月1日から実施します。

（網使用料の調整に関する特例措置）

- 2 当社は、この改正規定実施後において、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（以下「当該網使用料」といいます。）を新たに算定するときは、当該網使用料の算定期間における原価の実績値と収入の実績値の差額をその新たに算定する網使用料の原価に加えるものとします。

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1 光信号 主端末回線ごとに	4,260円	—
		(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1 光信号 主端末回線ごとに	4,260円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1 光信号 主端末回線ごとに	4,383円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則（平成19年11月2日東相制第07-72号）

- 1 (略)
（端末回線伝送機能に関する経過措置）
2 (略) 月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能 （第5条（標準的な 接続箇所）第1項の 表中第2欄で接続 する場合）	ア (略)	(略)	(略)	—
	イ 1.536Mbit/s 又 は6.144Mbit/s の 符号伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	74,636円	—

3 (略)

附 則
（実施時期）

- 1 この改正規定については、認可を受けた後、速やかに実施し、平成20年4月1日に遡及して適用します。

（網使用料の調整）

- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（以下この附則において「当期網使用料」といいます。）を変更するために新たな網使用料（以下この附則において「次期網使用料」といいます。）を算定するときは、当期網使用料の算定に用いた原価と当期網使用料の収入（当期網使用料の算定期間の最終年度における収入については、当該最終年度における直近までの期間の需要の実績値を基礎として合理的な需要予測に基づき算定するものとします。）との差額を次期網使用料の原価に加えるものとします。

- 3 当社は、次期網使用料を変更するために新たな網使用料（以下この附則において「次々期網使用料」といいます。）を算定するときは、前項の規定により算定した当期網使用料の算定期間の最終年度における収入と当該年度における当期網使用料の収入の実績値との差額を次々期網使用料の原価に加えるものとします。

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額の遡及適用に関する特例措置)

3 当社は、この改正規定のうち、料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)の規定について、第74条(工事費及び手続費等の遡及適用)の規定にかかわらず、平成19年度における遡及適用は行わないものとします。

4 当社は、次期網使用料について、第2項に規定する差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、次期以降の網使用料を算定する際、前2項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額の遡及適用)

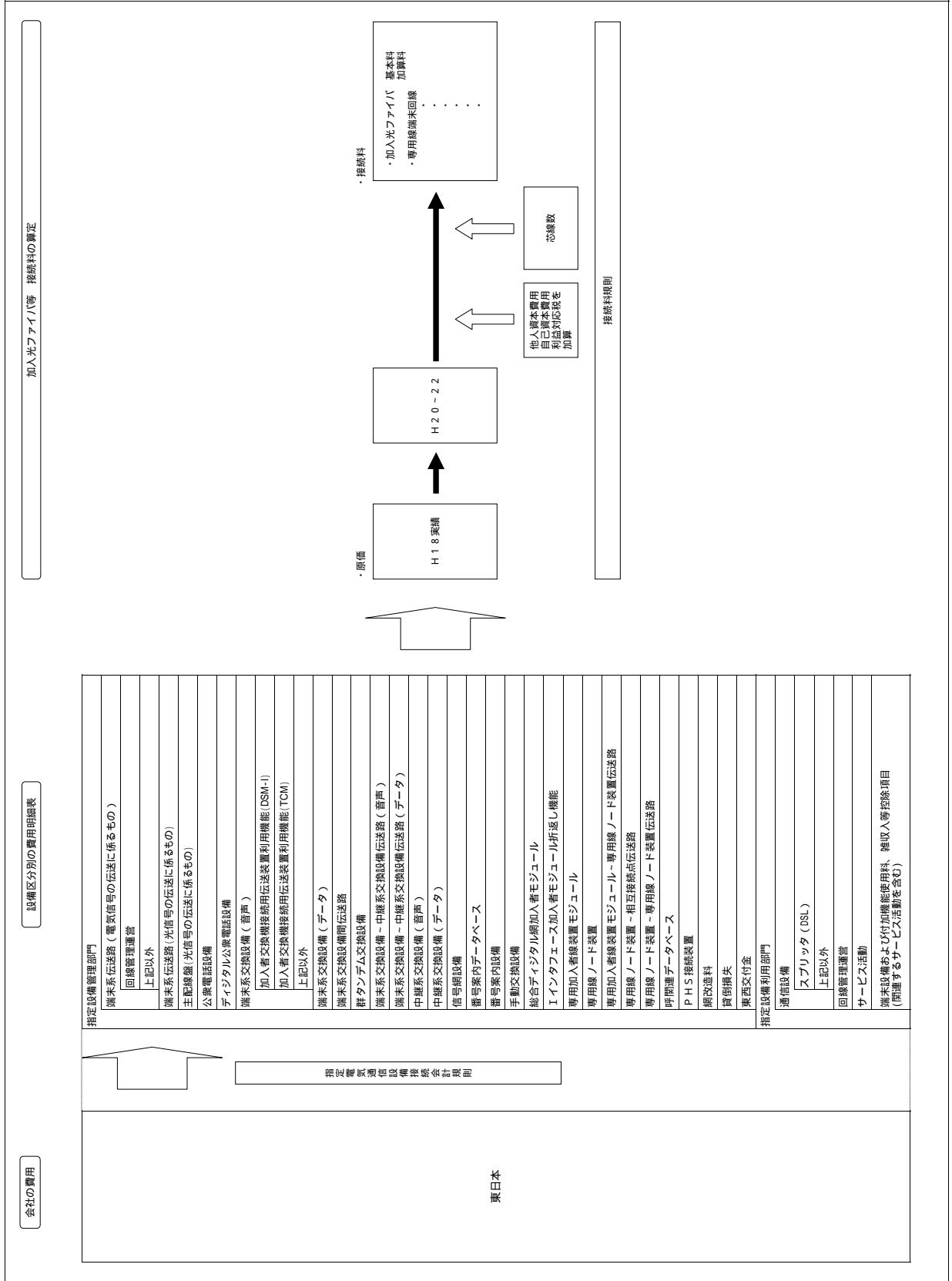
5 当社は、この改正規定のうち、料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)の規定について、第74条(工事費及び手続費等の遡及適用)の規定にかかわらず、平成19年度における遡及適用は行わないものとします。

網使用料算定根拠
(東日本コストに基づく接続料)

目 次

.算定手順	2
.原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
2. 通信路設定伝送機能	9
.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	11
.接続料収納までの平均的な日数の算定	12
.資本構成比率の算定	13
.他人資本利子率の算定	14
.自己資本利益率の算定	15
.利益対応税率の算定	16
.料金設定に使用した回線数	17
.料金設定に使用した保守換算係数	23
.料金設定に使用した貸倒率	24
.料金設定に使用した低速用装置コストと高速用装置コストの比率	25
(別紙)	
1.加入者回線・主配線盤の費用明細表	26
2.加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	27
(参考)	
1.設備区分別の費用明細表	28
2.設備区分別固定資産明細表	30
3.設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)	34
4.設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)	35
(別添)	
1.光信号端末回線伝送機能予測原価総括表(加入者回線)	36
2.光信号端末回線伝送機能予測原価総括表(主配線盤)	41
3.光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表(加入者回線)	45

算定手順



II. 原価の算定及び料金の算定

1. 端末回線伝送機能

・光信号端末回線

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門				指定設備利用部門				①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)		端末設備および付加機能使用料、建入控除項目		③		①+③		
	① 分岐引込線 以外	② 分岐引込線	④ ④①-②.2.2に係る 営業時間外追加 コスト以外	⑤ ④①-②.2.2に係る 営業時間外追加 コスト以外	⑥ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)	⑦ 左記以外	⑧ ⑧①-②.2.2に係る 営業時間外追加 コスト以外	⑨ ⑧①-②.2.2に係る 営業時間外追加 コスト以外	⑩ ⑩①-②.2.2に係る 営業時間外追加 コスト以外	⑪ ⑪①-②.2.2に係る 営業時間外追加 コスト以外	
①指定設備管理運営費	89,317	83,312	6,005	4,757	4,723	353,938	1,923	352,015	85,235	84,584	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,461	2,460	1	103	103	547	0	547	2,460	2,460	⑩①-②.2.2×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,327	11,321	6	474	474	2,518	1	2,518	11,322	11,319	⑩①-②.2.2×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,795	7,791	4	326	326	1,733	1	1,733	7,792	7,790	⑩③自己資本費用+(⑩①有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	110,900	104,884	6,016	5,660	5,626	358,736	1,925	356,813	106,809	106,153	①+②+③+④
⑥正味固定資産	423,503	423,503	0	17,645	17,645	59,559	0	59,559	423,503	423,503	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,652	1,652	0	69	69	232	0	232	1,652	1,652	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3,642	3,642	0	152	152	512	0	512	3,642	3,642	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,145	2,933	213	201	197	35,728	24	35,704	2,957	2,875	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑩減価償却費+⑩固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩①-②.2.2	431,942	431,730	213	18,067	18,063	96,031	24	96,007	431,754	431,672	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	42,608	42,587	21	1,782	1,782	9,473	2	9,471	42,589	42,581	⑩①-②.2.2×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	10,207	9,780	426	302	302	6,827	1	6,826	9,781	9,781	
⑬減価償却費	52,050	48,305	3,745	2,901	2,901	56,388	1,193	55,195	49,498	49,498	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,897	1,767	130	44	44	4,899	539	4,360	2,206	2,206	

(2)1芯あたりコストの算定

A. 施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料相当コストの算定

区分	平成18年実績	平成20～22年(3年)	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	51,000	
②平均償却年数(年)	10.5	18.0	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成18年度実績)
③年間減価償却費(円)	4,857	2,833	①÷②
④他人資本費用(円)	145	145	⑩①-②.2.2×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	669	669	⑩①-②.2.2×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	480	460	⑩③自己資本費用+(⑩①有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	6,131	4,107	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	511	342	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	255	171	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	1,100	6,901	IX. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	3,271	14,747	⑨×⑩×12ヶ月
⑫①-②.2.2	25,500	25,500	①×0.5(①-②.2.2残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	2,515	2,515	⑩①-②.2.2×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. 1芯あたりコストの算定

①基本料

A. 加入者回線

区分	コスト等		備考
	平成18年実績	平成20～22年(3年)	
a.原価(百万円)	106,153	395,688	(1)の⑤より(①+③(④①-②.2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成20～22年(3年)は(別添1)より
b.加算料相当コスト(百万円)	3,271	14,748	Aの⑪加算料相当コスト/平成20～22年(3年)は(別添1)より
c.芯線数(千芯)	1,189	7,451	IX. 料金設定に使用した回線数より / 平成20～22年(3年)は(別添1)より
d.1芯あたりコスト(円/芯・月)	7,202	4,261	(a-b)÷c÷12ヶ月

B. 主配線盤

区分	コスト等		備考
	平成18年実績	平成20～22年(3年)	
a.原価(百万円)	5,626	15,959	(1)の⑤より / 平成20～22年(3年)は(別添2)より
b.芯線数(千芯)	1,201	7,463	IX. 料金設定に使用した回線数より / 平成20～22年(3年)は(別添2)より
c.1芯あたりコスト(円/芯・月)	390	178	a÷b÷12ヶ月

C. 合計

区分	料金等		備考
	平成18年実績	平成20～22年(3年)	
料金(円/芯・月)	7,592	4,439	Aのd+Bのc

②加算料

区分	料金等		備考
	平成18年実績	平成20～22年(3年)	
1芯あたりコスト(円/芯・月)	255	171	Aの⑨加算料(円/芯・月)より

・光信号主線末回線

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				備考
	引込額以外	7/1-2/2に係る営業時間外追加コスト以外		引込額	
①指定設備管理運営費	89,317	74,360	73,781	14,957	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,461	2,458	2,458	3	⑩レートのス×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,327	11,313	11,311	14	⑩レートのス×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,795	7,786	7,784	9	⑩自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	110,900	95,917	95,334	14,983	①+②+③+④

⑥正味固定資産	423,503	423,503	423,503	0	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,652	1,652	1,652	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3,642	3,642	3,642	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,145	2,615	2,543	530	①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	431,942	431,412	431,340	530	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	42,808	42,556	42,549	52	⑩レートのス×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	10,207	9,145	9,145	1,062	
⑬減価償却費	52,050	42,721	42,721	9,329	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,897	1,573	1,573	324	

(2)1芯あたりコストの算定

①基本料

A. 加入者回線

区分	コスト等		備考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
a.原価(百万円)	95,334	345,589	(1)の⑤より(7/1-2/2に係る営業時間外追加コスト以外) / 平成20~22年(3年)は(別添3)より
b.加算料相当コスト(百万円)	3,371	12,850	(別添3)より
c.芯線数(千芯)	1,189	7,451	IX.料金設定に使用した回線数より / 平成20~22年(3年)は(別添3)より
d.1芯あたりコスト(円/芯・月)	6,444	3,721	(a-b)÷c÷12ヶ月

B. 主配線盤

区分	コスト等		備考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
a.原価(百万円)	5,626	15,959	1の(1)の⑤より(主配線盤(7/1-2/2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成20~22年(3年)は(別添2)より
b.芯線数(千芯)	1,201	7,463	IX.料金設定に使用した回線数より / 平成20~22年(3年)は(別添2)より
c.1芯あたりコスト(円/芯・月)	390	178	a÷b÷12ヶ月

②加算料

区分	コスト等		備考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
a.加算料(円/芯・月)	255	171	1の(2)のBの②
b.光信号端末回線コストに占める光信号主線末回線コストの割合	89.81%	87.34%	①のAのa÷1の(2)のBの①のAのa
c.加算料(主線末回線)(円/芯・月)	229	149	a×b

・光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能（加入光ファイバを利用するもの）

(1)原価の算定

(百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	メタル加入者回線				
	(再掲) メタル設備 のみを用いる加入 者回線	(再掲) 試験受付			
①指定設備管理運営費	420,171	382,239	344,598	12,458	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	6,194	5,671	5,222	15	⑧レイトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	28,504	26,097	24,029	67	⑧レイトベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	19,816	17,960	16,537	46	③自己資本費用+(⑩有利負債以外の負債の額×利率相比率)×利益対応税率
⑤合計	474,485	411,967	390,262	12,586	①+②+③+④

⑥正味固定資産	1,038,580	953,390	876,408	1,013	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	4,050	3,718	3,418	4	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	8,932	8,199	7,537	9	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	35,436	29,698	28,974	1,530	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却額))×45.625日÷365日
⑩レイトベース	1,086,998	995,205	916,337	2,556	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	107,225	98,170	90,390	252	⑧レイトベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	33,677	32,552	30,740	36	
⑬減価償却費	98,533	86,540	78,413	179	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	4,477	3,085	3,651	6	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)						備考		
	メタル主配線盤		OCU			その他			
	(再掲) メタル設備のみを 用いる加入者回線 に係る主配線盤		光	メタル		(再掲) 局外スプリント (局外分岐)		(再掲) 加入者取寄装置 (ATM/データ 伝送)	
①指定設備管理運営費	11,429	10,822	6,826	1,205	5,721	2,006	1,179	812	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	267	252	120	19	101	28	21	7	⑧レイトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1,227	1,158	550	87	463	129	96	31	⑧レイトベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	844	797	379	60	319	88	66	21	③自己資本費用+(⑩有利負債以外の負債の額×利率相比率)×利益対応税率
⑤合計	13,767	13,029	7,975	1,371	6,604	2,250	1,362	871	①+②+③+④

⑥正味固定資産	45,464	42,907	20,358	3,209	17,149	4,714	3,562	1,095	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	177	167	79	13	67	18	14	4	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	391	369	175	28	147	41	31	9	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	758	733	369	65	304	110	41	69	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却額))×45.625日÷365日
⑩レイトベース	46,790	44,176	20,981	3,315	17,667	4,883	3,648	1,177	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	4,616	4,358	2,070	327	1,743	482	360	116	⑧レイトベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	694	655	190	30	160	66	51	15	
⑬減価償却費	4,521	4,157	3,610	625	2,995	1,033	791	242	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	150	144	177	31	146	26	20	5	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考	
	回線管理運営		電話等				その他		
	電話等ラインシェアリング/ドライカッパ/光ファイバ								
①指定設備管理運営費	回線管理運営		電話等				相互接続回線	料金請求	10,252
②他人資本費用	109	107	46	1	5	6	3	47	⑧レイトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	502	484	213	3	24	28	13	217	⑧レイトベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	345	340	147	2	17	19	9	149	③自己資本費用+(⑩有利負債以外の負債の額×利率相比率)×利益対応税率
⑤合計	38,507	37,640	22,751	316	1,830	2,225	372	10,665	①+②+③+④

⑥正味固定資産	14,655	14,477	5,350	74	712	794	458	7,164	1	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	57	56	21	0	3	3	2	28	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	126	125	46	1	6	7	4	62	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,301	4,198	2,710	38	196	280	38	1,004	1	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却額))×45.625日÷365日
⑩レイトベース	19,139	18,856	8,127	113	907	1,064	502	8,256	2	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	1,888	1,880	802	11	89	105	50	615	0	⑧レイトベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	175	171	104	1	10	11	3	44	0	
⑬減価償却費	2,330	2,809	497	7	82	72	40	2,118	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	140	137	81	1	7	7	2	60	0	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)			指定設備 利用部門		備考
	回線管理運営		その他	スプリント (DSL)		
	ATMデータ伝送	データ 伝送機能				
①指定設備管理運営費	258	102	156	589	1,459	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	0	0	1	19	⑧レイトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	2	1	1	5	88	⑧レイトベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	1	1	3	61	③自己資本費用+(⑩有利負債以外の負債の額×利率相比率)×利益対応税率
⑤合計	262	104	158	596	1,627	①+②+③+④

⑥正味固定資産	57	23	34	119	3,252	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	13	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	28	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	31	13	19	71	62	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却額))×45.625日÷365日
⑩レイトベース	88	36	53	191	3,355	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	9	4	5	19	331	⑧レイトベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1	0	1	3	40	
⑬減価償却費	6	2	4	15	910	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	0	1	2	10	

(2)料金の設定

A. OCU

区分	光	メタル	備考
a. 原価(百万円)	1,371	6,604	(1)の5+OCU
b. ISDN回線数(回線)	43,036	3,930,769	区(1)の(51)、(52)および(48)、(50)
c. 1回線あたりコスト(円/回線(2方式・2線式・月))	2,655	140	a+b÷12ヶ月

B. ISM折返し接続機能(1.5Mbit/s局内伝送路)

区分	コスト等	備考
a. 設備管理運営費(円/回線・年)	32,804	
b. 他人資本費用(円/回線・年)	72	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2編改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
c. 自己資本費用(円/回線・年)	3,316	
d. 利益対応税(円/回線・年)	2,282	
e. ケーブル設備計(円/回線・年)	39,123	a+b+c+d
f. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	3,260	a÷12ヶ月

C. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	871	(1)の5+加入者収容装置(ATMデータ伝送)
b. 回線数(回線)	1,959,934	区(1)の(37)のc+機算後稼働回線数
c. 1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	37	a÷b÷12ヶ月

D. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかもの)

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	104	(1)の5+回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)
b. 回線数(回線)	38,426	区(1)の(37)のa
c. 料金(円/回線・月)	226	a÷b÷12ヶ月

E. 局外スプリッタ(局外8分岐)

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	1,362	(1)の5+局外スプリッタ(局外8分岐)
b. 回線数(回線)	536,061	区(1)の(39)†
c. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	212	a÷b÷12ヶ月

F. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				少芯区間	備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット			
①創設費(円/回線)	30,450	23,112	5,477	1,861	7,311	
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,237	2,826	307	104	914	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2編改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
③(高)減価償却費相当(円/回線・年)	1,532	1,532	0	0	490	単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(22,873円)を基礎に算定した。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
④他人資本費用(円/回線・年)	73	73	0	0	22	単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.056)により算定した。
⑤自己資本費用(円/回線・年)	124	123	1	0	100	
⑥利益対応税(円/回線・年)	93	92	1	0	69	
⑦合計(円/回線・年)	3,527	3,114	309	104	1,105	②+③+④+⑤

区分	電柱	電柱		備考
		単芯区間	少芯区間	
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	3,810	3,150	657	
②設備管理運営費(円/回線・年)	384	318	66	
③(高)減価償却費相当(円/回線・年)	163	135	28	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2編改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。但し、自己資本費用は「Ⅱ. 自己資本利益率の算定」における自己資本利益率(4.32%)を使用して算定した。
④他人資本費用(円/回線・年)	111	9	2	①引込線あたり電柱資産額は、単芯区間及び少芯区間の創設費の合計(37,761円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1009)を乗じて算定した。
⑤自己資本費用(円/回線・年)	52	43	9	
⑥利益対応税(円/回線・年)	36	30	6	
⑦合計(円/回線・年)	483	400	83	②+③+④+⑤

G. 料金の設定

①基本料

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合) 端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のイ 1.536Mbit/s又は6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	74,639	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×2(芯)÷(2-1)の(2)のP8-リング網接続専用8Bのc+高速用×X.料金設定に使用した保守換算係数1の③のタイプ2のもの÷2-1の(2)の専用回線管理運営費のc)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯のもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,439	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯のもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,439	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯のもの(ウ) (ア)以外以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,572	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯のもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	8,878	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×2(芯)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯のもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	8,878	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯のもの(ウ) (ア)以外以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	9,144	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のオ 4芯のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	18,288	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×4(芯)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
a. OCU(円/回線・月)	2,655	Aのcの光
b. 主配線費(円/回線・月)	356	光信号端末回線の(2)のBの①のBのcの平成20~22年(3年)×2(芯)
c. 局内伝送路(円/回線・月)	3,260	BのF × X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
d. 料金(円/回線・月)	6,271	(a+b+c)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
a. OCU(円/回線・月)	2,655	Aのcの光×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
b. 主配線費(円/回線・月)	356	光信号端末回線の(2)のBの①のBのcの平成20~22年(3年)×2(芯)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
c. 局内伝送路(円/回線・月)	3,260	BのF × X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
d. 料金(円/回線・月)	6,271	(a+b+c)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

*端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の(ア) 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限る。)により伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,439	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×(1+X. I. 料金設定に使用した賃料率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	4,420	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	4,572	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	4,420	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	4,420	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	4,572	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の

区分	料金額	備考
(ア) 保守の区分がタイプ1-1のもの		
a. 局外スプリッタ(8分岐のもの)	212	Eのc
b. 光信号主端末回線	3,899	光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20~22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20~22年(3年)
c. 加算料(光信号主端末回線)	149	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20~22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,260	(a+b+c)×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の

区分	料金額	備考
(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの		
a. 局外スプリッタ(8分岐のもの)	212	Eのc×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
b. 光信号主端末回線	3,899	光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20~22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20~22年(3年)+X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
c. 加算料(光信号主端末回線)	149	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20~22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,260	(a+b+c)×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の

区分	料金額	備考
(ウ) 保守の区分がタイプ1以外のもの		
a. 局外スプリッタ(8分岐のもの)	218	Eのc×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの
b. 光信号主端末回線	4,016	光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20~22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20~22年(3年)+X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの
c. 加算料(光信号主端末回線)	149	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20~22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,383	(a+b+c)×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)により芯にて伝送を行う機能の

区分	料金額	設定方法
a. 加入者回線		光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの
b. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)		Cのc×当該品目の速度換算係数(DXの(73)~(84)の速度換算係数)
c. 回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)		Dのc
d. 料金		(a+b+c)×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

(イ)料金額

区分	a. 加入者回線 (円/回線・月)	b. 加入者収容 装置(ATM データ伝送) (円/回線・月)	c. 回線管理運営 費(端末回線伝 送機能に係るも の) (円/回線・月)	d. 料金 (円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	1,591	226	6,389
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	2,960	226	7,758
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	3,628	226	8,424
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	4,292	226	9,090
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	4,995	226	9,793
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	5,661	226	10,459
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	6,327	226	11,125
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	6,993	226	11,791
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	7,696	226	12,494
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	8,362	226	13,160
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	9,028	226	13,826
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	9,731	226	14,529
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	10,397	226	15,195
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,572	11,063	226	15,861

②加算料

*専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金の適用がない場合の加算料 イ 1芯芯のもの(ア) (イ)以外のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	171	光信号主端末回線の(2)のBの②の平成20~22年(3年)×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金の適用がない場合の加算料 イ 1芯芯のもの(イ) 2-1-1第6欄(ア)に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	171	光信号主端末回線の(2)のBの②の平成20~22年(3年)×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金の適用がない場合の加算料 ウ 2芯芯のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	342	光信号主端末回線の(2)のBの②の平成20~22年(3年)×2×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金の適用がない場合の加算料 エ 4芯芯のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	684	光信号主端末回線の(2)のBの②の平成20~22年(3年)×4×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*2-1-1第2欄(ア)又は第6欄(イ)に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) (イ)以外のもの① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	426	{(Fの⑥準芯区間+Fの⑥芯区間+Fの⑥電柱)÷12ヶ月}×X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*2-1-1第2欄(ア)又は第6欄(イ)に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) (イ)以外のもの② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	426	{(Fの⑥準芯区間+Fの⑥芯区間+Fの⑥電柱)÷12ヶ月}×X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*2-1-1第2欄(ア)又は第6欄(イ)に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) (イ)以外のもの③ ①②以外のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	438	{(Fの⑥準芯区間+Fの⑥芯区間+Fの⑥電柱)÷12ヶ月}×X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ2のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*2-1-1第2欄(ア)又は第6欄(イ)に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	418	{(Fの⑥準芯区間+Fの⑥芯区間+Fの⑥電柱-Fの⑥キャビネット)÷12ヶ月}×X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*2-1-1第2欄(ア)又は第6欄(イ)に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	418	{(Fの⑥準芯区間+Fの⑥芯区間+Fの⑥電柱-Fの⑥キャビネット)÷12ヶ月}×X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

*2-1-1第2欄(ア)又は第6欄(イ)に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの③ ①②以外のもの

区分	料金額	備考
料金(円/回線・月)	431	{(Fの⑥準芯区間+Fの⑥芯区間+Fの⑥電柱-Fの⑥キャビネット)÷12ヶ月}×X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ2のもの×(1+X.1.料金設定に使用した貸利率)

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) (イ)以外のものの専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	92	Fの⑥少芯区間 ÷ 12ヶ月) × X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの × (1 + X I. 料金設定に使用した賃借率)

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) (イ)以外のものの専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	92	Fの⑥少芯区間 ÷ 12ヶ月) × X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの × (1 + X I. 料金設定に使用した賃借率)

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) (イ)以外のものの専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の③ ①②以外のもの

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	92	Fの⑥少芯区間 ÷ 12ヶ月) × X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ2のもの × (1 + X I. 料金設定に使用した賃借率)

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているものの専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	92	Fの⑥少芯区間 ÷ 12ヶ月) × X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの × (1 + X I. 料金設定に使用した賃借率)

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているものの専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	92	Fの⑥少芯区間 ÷ 12ヶ月) × X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの × (1 + X I. 料金設定に使用した賃借率)

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているものの専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	92	Fの⑥少芯区間 ÷ 12ヶ月) × X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ2のもの × (1 + X I. 料金設定に使用した賃借率)

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	4200	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光周外スプリックを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの より

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	4200	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光周外スプリックを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの より

-2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ウ) 保守の区別が(ア) (イ)以外のもの

区分	料 金	備 考
料 金 (円/回線・月)	4383	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光周外スプリックを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ウ) 保守の区別が(ア) (イ)以外のもの より

2. 通信設備伝送機能

2-1. 専用加入者線装置モジュール

(1)原価の算定

(百万円)

区分	専用加入者線装置モジュール	内訳											備考			
		一般専用無線専用(50w/s)	一般専用(AM-FM放送)	一般専用無線専用(50w/s及びAM-FM放送を除く及び高速デジタル伝送・高速品目(80Mbpsコネクター))	高速デジタル伝送・高速品目(100Mbpsを除外)	高速デジタル伝送・高速品目(100Mbpsを除外)	ATM専用	主配線盤専用加入者線装置モジュール	専用回線管理運営費	イーサネット専用	イーサネット専用	光信号電気信号変換機能		その他		
											10Gbit/sタイプ	100Mbit/sタイプ(集積型利用)	100Mbit/sタイプ(非集積型利用)	光信号多重分離機能(高内4分岐)		
①指定設備管理運営費	46,220	655	264	16,099	75	6,913	5,551	248	1,591	409	21	2,495	1,362	1,604	8,933	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	585	10	3	207	1	86	48	4	3	5	0	38	21	23	135	⑧レートの×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	2,694	45	15	954	4	397	222	18	15	24	1	173	95	107	623	⑧レートの×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1,854	31	10	657	3	273	153	12	10	17	1	119	65	74	429	(③自己資本費用+①有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	51,353	741	292	17,917	83	7,669	5,974	282	1,619	455	23	2,825	1,543	1,808	10,120	①+②+③+④
⑥正味固定資産	98,412	1,628	552	34,632	132	14,346	7,918	673	363	868	55	6,463	3,529	3,959	23,294	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	384	6	2	135	1	56	31	3	1	3	0	25	14	15	91	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	846	14	5	298	1	123	68	6	3	7	0	56	30	34	200	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,089	52	24	1,335	5	632	451	14	193	36	1	60	33	64	192	(①設備管理運営費-②租税公課+③減価償却費+④固定資産除却損)×45.925日÷365日
⑩レートベース	102,731	1,700	583	36,400	139	15,157	8,466	696	360	914	56	6,604	3,606	4,072	23,777	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	10,134	168	58	3,591	14	1,495	835	69	55	90	6	651	356	402	2,345	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1,071	19	8	474	2	200	106	8	8	12	0	41	22	47	124	
⑬減価償却費	19,440	152	63	4,490	31	1,399	1,797	129	38	99	17	1,950	1,065	1,035	7,175	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	997	71	4	459	1	257	40	3	5	7	0	24	13	11	102	

(2)1回線当たりコストの算定

・専用回線管理運営費

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	1,619	(1)⑤専用回線管理運営費
b. 回線数(契約)	389,157	区. 料金設定に使用した回線数の2. 機能別回線数より
c. 1回線当たりコスト(円/回線・月)	347	a+b÷12ヶ月

・IPルーティング網接続専用

A. 低速用コストと高速用コストの算定 (百万円)

区分	コスト	備考
a. 低速用コスト	396	c × 別表の(a)
b. 高速用コスト	59	c × 別表の(b)
c. 合計	455	(1) ⑤ IPルーティング網接続専用

別表(XII. より)

区分	低速用コストと高速用コストの比率
(a)	0.8695
(b)	0.1305
(c)	1.0000

B. 1回線当たりコストの算定

区分	コスト等		備考
	低速用 (128Kb/s)	高速用 (1.5Mb/s・6Mb/s)	
a. 原価(百万円)	396	59	Aのa及びbより
b. 回線数(回線)	4,112	80	区. 料金設定に使用した回線数の2. 機能別回線数より
c. 1回線当たりコスト(円/回線・月・タイプ1-1相当)	8,025	61,458	a ÷ b ÷ 12ヶ月

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,527,744 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの)(※)	9,917 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0039 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

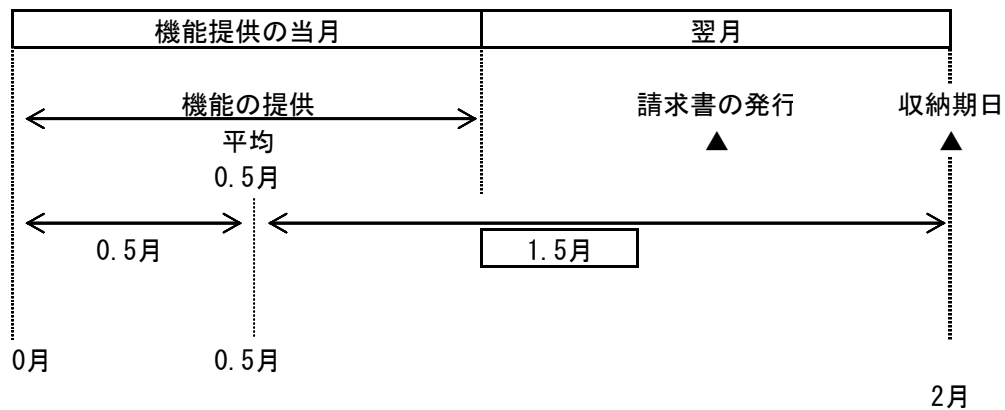
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	3,041,167 (A)
貯蔵品 (※)	26,304 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0086 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H18)稼働ベース		レートベース	(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 3,041,167 流動資産等 946,101 計 3,987,268	有利子負債 950,834 (0.238) その他の負債 530,976 (0.133) 退職給付引当金 540,669 (0.136) 自己資本 1,964,790 (0.493)	H18稼働 電気通信事業固定資産 3,041,167 貯蔵品(月平均) 26,304 投資等 11,944 運転資本 154,810 計 3,234,225	有利子負債 950,834 (0.294) 退職給付引当金 318,601 (0.099) 自己資本 1,964,790 (0.607) 計 3,234,225	↑ 負債 ↓ ↑ 資本 ↓
		③ 圧縮後の資本構成比 ② 流動資産の圧縮 ▲ 753,043 ① 流動資産の理論値と実績の差 193,058-946,101=▲753,043		

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{950,834 + 318,601}{\text{負債}} \right) \div \frac{3,234,225}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.393}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{950,834}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{950,834 + 318,601}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.749}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.749}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.251}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.393}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.607}$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成18年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.47\%}$$

(単位：%)

年度	18
区分	
他人資本利率	1.47

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.39\%}$$

(単位：%)

年度	14	15	16	17	18	平均
区分						
他人資本利率	1.13	1.11	1.52	1.40	1.79	1.39

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.47\% \times 0.749 + 1.39\% \times 0.251 = \boxed{1.45\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	16	17	18	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	5.39	7.08	5.97	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.52	1.40	1.79	—	
①-②	3.87	5.68	4.18	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	3.84	4.81	4.30	<u>4.32</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成18年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債(利付・10年物)の利回りを使用した。

(注3) β値については、当社と類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づき、日次ベース及び週次ベースそれぞれ、計測期間を過去1年、過去3年、過去5年で算定したところ0.55~0.65となり、現行の0.6と乖離が僅少であることから、現行と同の0.6とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	14	15	16	17	18	
主要企業の自己資本利益率	2.61	4.83	5.39	7.08	5.97	<u>5.18</u>

(注) 「日経経営指標」より。但し、平成18年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1、2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.32%

VIII. 利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{65.40\%}$$

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.072 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.072}{1+0.072} \times y = \underline{0.0672y}$$

③法人税実効税率

法人税額を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0672y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2798y} \end{aligned}$$

④道府県民税実効税率

道府県民税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2798y \times 0.05 = \underline{0.0140y} \end{aligned}$$

⑤市町村民税実効税率

市町村民税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2798y \times 0.123 = \underline{0.0344y} \end{aligned}$$

⑥税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.3954y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3954y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3954)y$$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位:回線)

	a.	b.	c.	d=a×b×c
	平成18年度 稼動回線数	設備換算 係数 (注4)	保守換算 係数 (注5)	換算後 稼動回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	16,175,471	1	1.00	16,175,471
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	12,871,452	1	1.00	12,871,452
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	524,921	1	1.03	540,669
(4) 4線式	79,725	2	1.03	164,234
(5) メタルサービス小計	29,651,569	-	-	29,751,826
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	390,938	1	1.00	390,938
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	472,032	1	1.00	472,032
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	239,282	1	1.03	246,460
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	18,837	2	1.00	37,674
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	18,359	2	1.00	36,718
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	6,154	2	1.03	12,677
(12) 4芯式	83	4	1.03	342
(13) 光サービス小計	1,145,685	-	-	1,196,841
(14) 計 ((5)+(13))	30,797,254	-	-	30,948,667

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	1,145,685	-	1.00	1,189,284
----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲)施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数	
(15) メタルサービス・2線式	4,050,960
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,487,828
(17) 光サービス	1,099,670
(18) 計 ((15)+(17))	5,150,630

(再掲)メタルサービスの収容形態別回線数	
(19) 局外RT収容メタル回線数	-
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-
(21) 計 ((19)+(20))	29,751,826

(再掲)メタルサービスの回線数内訳	
(22) 帯域透過端末回線数	-
(23) 上記以外のメタル回線数	-
(24) 計 ((22)+(23))	29,751,826

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位:回線)

	a.	b.	c.	d=a×b×c
	平成18年度 稼動回線数	設備換算 係数 (注6)	保守換算 係数 (注5)	換算後 稼動回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	16,175,471	1	1.00	16,175,471
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	12,871,452	1	1.00	12,871,452
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	524,921	1	1.03	540,669
(28) 4線式	79,725	2	1.03	164,234
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	3,732,279	1	1.00	3,732,279
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	3,156,444	1	1.00	3,156,444
(31) メタルサービス小計	36,540,292	-	-	36,640,549
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	390,938	1	1.00	390,938
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	472,032	1	1.00	472,032
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	239,282	1	1.03	246,460
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	24,704	2	1.00	49,408
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	18,359	2	1.00	36,718
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	6,154	2	1.03	12,677
(38) 4芯式	83	4	1.03	342
(39) 光サービス小計	1,151,552	-	-	1,208,575
(40) 計 ((31)+(39))	37,691,844	-	-	37,849,124

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	1,151,552	-	1.00	1,201,018
----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲)メタルサービスの収容形態別回線数	
(41) 局外RT収容メタル回線数	-
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-
(43) 計 ((41)+(42))	36,640,549

(再掲)メタルサービスの回線数内訳	
(44) 帯域透過端末回線数	-
(45) 追加MDF	-
(46) 上記以外のメタル回線数	-
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	36,640,549

・OCU算定に使用した回線数

(単位:回線)

	a.	b.	c.	d=a×b×c
	平成18年度 稼働回線数	設備換算 係数 (注6)	保守換算 係数 (注5)	換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	2,063,782	1	1.00	2,063,782
(49) (再)デジタル公衆電話・タイプ1-1 (注2)	58,095	1	1.00	58,095
(50) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,866,986	1	1.00	1,866,986
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	1,170	1	1.00	1,170
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	41,866	1	1.00	41,866
(53) 計 ((48)+(50)+(51)+(52))	3,973,804	-	-	3,973,804

・回線管理運営機能算定に使用した回線数

(単位:回線)

	平成18年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	26,257,365
(55) (再)PHS基地局回線	320,985
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	4,001,571
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,239,719
(58) 光ファイバ・相互接続回線	221,380
(59) 上記以外の回線数	5,662,383
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	38,382,418
(61) (再)相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	6,783,655
(62) (再)相互接続回線(ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,782,084

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数

(単位:回線)

	平成18年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	27,290,475
(64) DSL回線故障対応機能契約数	2,569,052
(65) 計 ((63)+(64))	29,859,527

・公衆電話機能算定に使用した回線数

(単位:回線)

	平成18年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66) アナログ公衆電話	121,196
(67) デジタル公衆電話	59,759
(68) 計 ((66)+(67))	180,955
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数(加入電話・アナログ公衆電話)	22,463,286
(70) デジタル回線数(INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	3,930,768
(71) 計 ((69)+(70))	26,394,054

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数

(単位:回線)

	平成18年度 稼働回線数
(72) 計	2,567,955

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数

(単位:回線)

区分	a.	b.	c=a×b
	平成18年度 稼働回線数	速度換算 係数	換算後 稼働回線数
(73) 3Mb/s	33,920	43	1,458,560
(74) 6Mb/s	2,081	80	166,480
(75) 9Mb/s	463	98	45,374
(76) 12Mb/s	1,311	116	152,076
(77) 15Mb/s	86	135	11,610
(78) 18Mb/s	70	153	10,710
(79) 21Mb/s	62	171	10,602
(80) 24Mb/s	157	189	29,673
(81) 27Mb/s	20	208	4,160
(82) 30Mb/s	38	226	8,588
(83) 33Mb/s	21	244	5,124
(84) 36Mb/s	34	263	8,942
(85) 39Mb/s	39	281	10,959
(86) 42Mb/s	124	299	37,076
(87) 計	38,426	-	1,959,934

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

(単位:回線)

	a.	b.	c.	d=a×b×c
	平成18年度 稼動回線数	設備換算 係数 (注6)	保守換算 係数 (注5)	換算後 稼動回線数
局外スプリッタ				
(88) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1 (注1)	226,873	1	1.00	226,873
(89) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-2 (注2)	309,188	1	1.00	309,188
(90) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ2 (注3)	0	1	1.03	0
(91) 局外スプリッタ(8分岐)小計	536,061	-	-	536,061

・光信号電気信号変換機能(メディアコンバータ)算定に使用した回線数

(単位:回線)

	a.	b.	c.	d=a×b×c
	平成18年度 稼動回線数	設備換算 係数 (注6)	保守換算 係数 (注5)	換算後 稼動回線数
光信号電気信号変換機能(メディアコンバータ)				
(92) メディアコンバータ(1Gbit/sタイプ)・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(93) メディアコンバータ(1Gbit/sタイプ)・タイプ1-2 (注2)	606	1	1.00	606
(94) メディアコンバータ(1Gbit/sタイプ)・タイプ2 (注3)	15	1	1.03	15
(95) メディアコンバータ(1Gbit/sタイプ)小計	621	-	-	621
(96) メディアコンバータ(100Mbit/s 集線型)・タイプ1-1 (注1)	11,967	1	1.00	11,967
(97) メディアコンバータ(100Mbit/s 集線型)・タイプ1-2 (注2)	10,619	1	1.00	10,619
(98) メディアコンバータ(100Mbit/s 集線型)・タイプ2 (注3)	1,265	1	1.03	1,302
(99) メディアコンバータ(100Mbit/s 集線型)小計	23,851	-	-	23,888
(100) メディアコンバータ(100Mbit/s 非集線型)・タイプ1-1 (注1)	62,260	1	1.00	62,260
(101) メディアコンバータ(100Mbit/s 非集線型)・タイプ1-2 (注2)	108,320	1	1.00	108,320
(102) メディアコンバータ(100Mbit/s 非集線型)・タイプ2 (注3)	860	1	1.03	886
(103) メディアコンバータ(100Mbit/s 非集線型)小計	171,440	-	-	171,466

・光信号多重分離機能(局内スプリッタ)算定に使用した回線数

(単位:回線)

	a.	b.	c.	d=a×b×c
	平成18年度 稼動回線数	設備換算 係数 (注6)	保守換算 係数 (注5)	換算後 稼動回線数
局内スプリッタ				
(104) 局内スプリッタ(4分岐)・タイプ1-1 (注1)	60,010	1	1.00	60,010
(105) 局内スプリッタ(4分岐)・タイプ1-2 (注2)	82,940	1	1.00	82,940
(106) 局内スプリッタ(4分岐)・タイプ2 (注3)	0	1	1.03	0
(107) 局内スプリッタ(4分岐)小計	142,950	-	-	142,950

・ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

(単位:ポート)

	a.
	平成18年度 稼動回線数
ルーティング伝送機能	
(108) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,606
(109) ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	4,798
(110) ISDN一次群ユーザ網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	32,830
(111) 計 ((108)+(109)+(110))	42,234

- (注) 1 タイプ1-1: 保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2: 保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2: 保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はX.料金設定に使用した保守換算係数3の③のものより。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

2. 機能別回線数

機能別回線数は、A. 平成18年度のサービス別契約回線数実績にB. 機能ごとの速度換算係数・保守換算係数及び、経由回数を乗じて算定した。

※但し、専用加入者線装置モジュールについては、機能ごとの保守換算係数及び、経由回数を乗じて算定した。

回線距離については、平成18年度のサービス別契約回線延べ距離に機能ごとの速度換算係数及び、保守換算係数を乗じて算定した。

機能別回線数		(単位：回線)	(単位：km)
区 分		回線数	回線距離
専用加入者線装置モジュール (SLM)	(1) 一般専用・無線専用 (50b/s)	31,404	---
	(2) 一般専用 (AM・FM放送)	813	---
	(3) 一般専用・無線専用 (50b/s及びAM・FM放送を除く) 及び、高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sを除くエコノミークラス)	502,102	---
	(4) 高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラス)	1,677	---
	(5) 高速デジタル伝送・高速品目 (エコノミークラスを除く)	30,375	---
	(6) ATM専用	6,952	---
	(7) 主配線盤～専用加入者線装置モジュール	950,577	---
	(8) I Pルーティング網接続専用 (低速用)	4,112	---
	(9) I Pルーティング網接続専用 (高速用)	80	---
	(10) 専用回線管理運営費対応回線数 (契約回線数)	389,157	---
専用加入者線装置モジュール (SLM) ～専用線ノード装置 (CNE) 伝送路	(11) 一般専用・無線専用 (50b/s)	31,404	---
	(12) 一般専用・無線専用 (50b/sを除く)、高速デジタル伝送・高速品目 (エコノミークラス6.0Mb/sを除く) 及び、中継伝送専用機能 (MA内伝送路)	1,123,499	---
	(13) 高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラス)・超高速品目及び、ATM専用	393,081	---
専用線ノード装置 (CNE)	(14) メトロハイリンク	93	---
	(15) 一般専用・無線専用 (50b/s)	18,232	---
	(16) 一般専用 (AM・FM放送)	2,868	---
	(17) 一般専用・無線専用 (50b/s及びAM・FM放送を除く) 及び、高速デジタル伝送・高速品目 (1.5, 6.0Mb/sを除くエコノミークラス)	374,849	---
	(18) 高速デジタル伝送・高速品目 (1.5Mb/sエコノミークラス)	253,721	---
	(19) 高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラス)	133,331	---
	(20) 高速デジタル伝送・高速品目 (エコノミークラスを除く)	96,487	---
	(21) 高速デジタル伝送・超高速品目	3	---
	(22) メトロハイリンク	23,427	---
(23) ATM専用	367,969	---	
専用線ノード装置 (CNE)～専用線 ノード装置 (CNE) 及び、 専用線ノード装置 (CNE)～相互 接続点 (POI) 伝送路	(24) 一般専用・無線専用 (50b/s)	2,649	53,175
	(25) 一般専用・無線専用 (50b/sを除く)、高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラスを除く) 及び、中継伝送専用機能 (MA間伝送路)	244,926	8,751,540
	(26) 高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラス)、超高速品目及び、ATM専用	166,039	5,649,748
	(27) メトロハイリンク	0	0
	(28) 接続装置	649,263	---

A. 平成18年度のサービス別契約回線数実績

サービス	品目	グレード	専用線形態	①契約回線数	②MA間回線距離
IPルーティング網 接続専用	低速用			3,879	
	高速用			75	0

B. 機能ごとの速度換算係数、保守換算係数及び、経由回数

サービス	品目	グレード	専用線形態	③速度換算係数					④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
				MDFSSLM	SLMSSCNE	CNE	CNEESCNOI	CNEESCNOI		CNEESCNOI	MDFSSLM	SLM	SLMSSCNE	CNE	CNEESCNOI
IPルーティング網 接続専用	低速用			2					1.06	1	1				
	高速用								1.06		1				

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.520
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.704
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.031
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (％)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	11.9
b. その他のコストの割合	88.1
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 以下の機能の算定における網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

- ・2-1-1-1 基本料の(5) 端末回線伝送機能 (第5欄(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)
- ・2-1-1-2 加算料の(2) 2-1-1-2第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.985
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.995
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.335
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (％)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.9
b. その他のコストの割合	92.1
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.985
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.995
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.335
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (％)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.9
b. その他のコストの割合	92.1
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I . 料金設定に使用した貸倒率

(単位：百万円)

	H 1 8	備考
①接続料の貸倒額	0	参考 1 . 設備区分別の費用明細表より
②接続料	324,833	H18年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

ⅩⅡ. 料金設定に使用した低速用装置コストと高速用装置コストの比率

専用加入者線装置モジュールのIPルーティング網接続専用については、平成18年度末の当該設備区分の取得固定資産価額により、以下のとおり算定した。

(百万円)

区分	①低速用の設備	②高速用の設備	③左記以外の設備	①+②
	OCN低速加入者アクセス設備	OCN高速加入者アクセス設備	—	
固定資産価額	2,192	329	2,742	2,521
比率	0.8695	0.1305	—	1.0000

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	加入者回線			メタル主配線盤	主配線盤	
			局外RTに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付		局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	13	1	12	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	201,939	5,300	196,640	10,857	3,266	36	3,230
共通費	・施設保全費支出額比	11,990	460	11,529	547	1,536	73	1,462
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	16,532	522	16,010	822	993	41	952
試験研究費	・取得資産額比	3,097	696	2,401	4	136	43	92
通信設備使用料	・取得資産額比	8	0	7	4	3	0	3
租税公課	・正味資産額比	32,552	1,812	30,740	36	694	38	655
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	86,540	8,127	78,413	179	4,521	364	4,157
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	9,588	742	8,846	10	280	11	269
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	3,985	334	3,651	6	150	6	144
合計	—————	362,259	17,661	344,598	12,458	11,429	607	10,822

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル加入者回線			メタル主配線盤	局外RTに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付
			局外RTに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付				
公衆電話機械設備	—	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
市内電話機械設備	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	0	0	0	0	0	0	0
		取得価額	3,587	91	3,496	3,496	73,274	2,486	70,788
市外電話機械設備	—	減価償却累計額	3,228	82	3,146	3,146	62,997	1,644	61,353
		正味価額	360	9	351	351	10,278	842	9,435
電信機械設備	—	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
電報機械設備	—	正味価額	0	0	0	0	0	0	0
		取得価額	0	0	0	0	0	0	0
DDX機械設備	—	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
画像機械設備	—	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
OCN機械設備	—	正味価額	0	0	0	0	0	0	0
		取得価額	0	0	0	0	0	0	0
伝送機械設備	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	789	0	789	0	0	0	0
		正味価額	575	0	575	0	0	0	0
無線機械設備	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	1,289	0	1,289	0	0	0	0
		減価償却累計額	1,213	0	1,213	0	0	0	0
電力設備	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	76	0	76	0	0	0	0
		取得価額	4,655	242	4,413	2,468	439	0	439
電話番号案内設備	—	減価償却累計額	3,739	194	3,545	1,982	352	0	352
		正味価額	916	48	869	486	86	0	86
総合監視システム	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
空中線設備	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	717	40	677	0	130	0	130
		取得価額	553	31	522	0	100	0	100
通信衛星設備	—	減価償却累計額	165	9	155	0	30	0	30
		正味価額	45	0	45	0	0	0	0
端末設備	—	取得価額	38	0	38	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
線路設備	直接賦課・芯線数比	正味価額	0	0	0	0	0	0	0
		取得価額	2,247,202	135,993	2,111,208	0	0	0	0
市内線路設備	—	減価償却累計額	1,867,194	87,791	1,779,402	0	0	0	0
		正味価額	380,008	48,202	331,806	0	0	0	0
市外線路設備	—	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
土木設備	管路ケーブル長比	正味価額	0	0	0	0	0	0	0
		取得価額	1,917,688	96,521	1,821,167	0	0	0	0
海底線設備	直接賦課	減価償却累計額	1,468,597	74,019	1,394,578	0	0	0	0
		正味価額	449,091	22,501	426,589	0	0	0	0
建物	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	30	0	30	0	0	0	0
		減価償却累計額	29	0	29	0	0	0	0
構築物	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	2	0	2	0	0	0	0
		取得価額	137,112	6,174	130,938	198	64,983	3,174	61,809
機械及び装置	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	85,736	3,799	81,937	124	39,032	1,905	37,126
		正味価額	51,377	2,375	49,002	74	25,951	1,269	24,682
車両及び船舶	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	9,453	432	9,022	14	4,637	227	4,410
		減価償却累計額	7,532	344	7,188	11	3,697	181	3,516
工具、器具及び備品	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	1,922	88	1,834	3	940	46	894
		取得価額	3,215	148	3,068	5	61	2	59
土地	取得資産額比(線路・土木)	減価償却累計額	2,580	117	2,463	4	49	2	48
		正味価額	635	31	604	1	12	0	11
建設仮勘定	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	509	12	497	1	10	0	10
		減価償却累計額	415	10	405	1	8	0	8
無形固定資産	取得資産額比(線路・土木)	正味価額	94	2	92	0	2	0	2
		取得価額	23,056	1,090	21,966	33	494	25	468
合計	—	減価償却累計額	17,910	797	17,113	26	375	17	357
		正味価額	5,146	293	4,853	7	119	8	111
合計	—	取得価額	23,436	991	22,445	34	7,489	364	7,125
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
建設仮勘定	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	23,436	991	22,445	34	7,489	364	7,125
		減価償却累計額	14,680	1,253	13,427	20	184	15	169
無形固定資産	取得資産額比(線路・土木)	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	14,680	1,253	13,427	20	184	15	169
合計	—	取得価額	122,632	5,793	116,839	177	1,266	42	1,224
		減価償却累計額	97,370	4,613	92,757	140	893	30	863
合計	—	正味価額	25,263	1,180	24,082	36	373	12	361
		取得価額	4,510,097	248,780	4,261,318	6,446	152,966	6,335	146,631
合計	—	減価償却累計額	3,556,707	171,797	3,384,910	5,434	107,503	3,778	103,724
		正味価額	953,390	76,982	876,408	1,013	45,464	2,557	42,907

(※) 收容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

(参考1)

設備区分等	費用の項目						提定設備管理部門計						提定設備利用部門計						合計
	繰上 改造料費用等	設備 管理システム	P H S 接続装置	繰上 改造料	重送 交付金	賃借 損失(管理)	コニハ 負担金(管理)	通定設備	ス クリッタ(D S L)	去 忘以外	回線 管理運営	サ ービス(コニハ 負担金)	サ ービス活動	繰上 改造料	繰上 改造料	繰上 改造料	繰上 改造料	繰上 改造料	
営業	2	0	0	0	2	0	0	28,607	1	0	1	26,162	0	309,886	145,784	481,632	510,439		
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,136	0	2,136	342	2,477	2,477		
運用費用	0	0	0	0	0	0	6,881	0	0	0	0	9,679	0	9,679	219	9,898	16,779		
施設保全費	2,645	93	0	2,552	0	0	378,185	10,491	343	10,148	0	0	0	0	83,322	103,813	481,998		
共通	327	8	0	318	0	0	38,424	1,455	47	1,407	0	40,743	0	40,743	19,918	63,283	101,707		
管理費	348	7	0	341	16,360	0	59,881	1,477	43	1,433	1,857	37,617	119	37,617	16,175	57,345	117,226		
試験研究費	1,043	5	0	1,038	0	0	36,011	2,181	53	2,129	0	6,370	0	6,370	8,706	17,258	53,269		
通定設備使用料	36	5	0	30	0	0	15,109	750	10	740	0	720,665	0	720,665	225	721,640	736,749		
租税公課	333	4	0	329	0	0	63,110	1,884	40	1,844	134	0	0	2,662	6,827	11,527	74,636		
減価償却費	2,639	48	0	2,591	0	0	308,029	32,976	910	32,066	1,034	0	14,079	56,388	104,478	412,507			
固定資産除却費	278	2	0	277	0	0	31,112	3,408	14	3,394	96	0	1,782	6,373	11,659	42,771			
(再)除却	174	2	0	172	0	0	16,472	2,942	10	2,932	87	0	1,570	4,899	9,488	25,970			
合計	7,652	173	0	7,479	16,360	0	965,348	54,625	1,459	53,165	30,550	119	1,143,503	353,938	1,582,734	2,548,082			

設備区分別固定資産明細表 (平成18年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for equipment categories (e.g., 公共電話機設備, 市内電話機設備) and various sub-items (e.g., 取得価額, 減価償却累計額). The table is organized into sections: 設備区分等, 指定設備管理部門, and 指定設備管理部門. It lists various types of communication equipment and their financial details over time.

設備区分別固定資産明細表 (平成18年度接續会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for equipment categories (e.g., 空中線設備, 通信衛星設備, 端末設備) and various sub-items. It includes acquisition and disposal values, and is organized into sections for '設備区分等' and '固定資産の項目'.

固定資産の項目	設備区分等		指定設備管理部門					指定設備利用部門					合計					
	取得価額	減価償却累計額	運用システム・タクト	PHS接続装置	備置材料	重要資産付金	償却損失(管理)	ニニハ負担金(管理)	指定設備管理部門計	通信設備	く(り)ッ(タ(ロ)シ)	委託以外		回線管理運営	ニニハ負担金	リース活動	繰越(前期)指定設備を、および、加機能改善材料、	指定設備利用部門計
印字装置の項目	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51,016
公衆電話機設備	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,800
	正味価額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,657
市内電話機設備	取得価額	減価償却累計額	4,576	0	4,576	0	0	1,732,927	21,581	0	21,581	0	1,681	23,262	0	1,681	14,049	1,755,289
	正味価額		3,839	0	3,939	0	0	1,597,044	12,536	0	12,536	0	1,519	14,055	0	1,519	14,049	1,581,093
市外電話機設備	取得価額	減価償却累計額	637	0	637	0	0	164,933	9,045	0	9,045	0	888	9,213	0	888	174,198	69,207
	正味価額		1,650	0	1,650	0	0	68,318	888	0	888	0	0	888	0	0	0	64,038
電報機設備	取得価額	減価償却累計額	1,540	0	1,540	0	0	63,217	751	0	751	0	137	751	0	137	5,168	4,724
	正味価額		110	0	110	0	0	5,031	137	0	137	0	405	405	0	405	384	4,664
電報機設備	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	4,030	384	0	384	0	21	21	0	21	260	0
	正味価額		0	0	0	0	0	239	21	0	21	0	1,725	1,725	0	1,725	1,307	418
電報機設備	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,741
	正味価額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,604
DDX機設備	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137
	正味価額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無線機設備	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OCN機設備	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,360
	正味価額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,148
伝送機設備	取得価額	減価償却累計額	3,508	144	3,359	0	0	1,325,327	165,910	7,017	178,939	0	0	0	0	0	86,910	1,714,237
	正味価額		3,226	123	3,097	0	0	1,320,336	120,230	4,928	115,229	0	0	0	0	0	120,230	1,441,106
無線機設備	取得価額	減価償却累計額	262	21	242	0	0	207,490	65,690	2,092	63,986	0	0	0	0	0	65,690	273,151
	正味価額		114	0	114	0	0	25,269	2,577	0	2,577	0	0	0	0	0	2,577	27,843
無線機設備	取得価額	減価償却累計額	106	0	106	0	0	22,700	2,024	0	2,024	0	0	0	0	0	2,024	24,724
	正味価額		8	0	8	0	0	2,509	533	0	533	0	0	0	0	0	533	3,062
電力設備	取得価額	減価償却累計額	1,212	323	889	0	0	409,457	26,102	1,248	24,653	0	0	0	0	0	26,102	435,559
	正味価額		238	64	175	0	0	328,904	20,966	1,003	19,963	0	0	0	0	0	20,966	349,871
電話番号案内設備	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,226
	正味価額		0	0	0	0	0	2,226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,226
電話番号案内設備	取得価額	減価償却累計額	0	0	0	0	0	1,822	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,822
	正味価額		0	0	0	0	0	504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	504
総合監視システム	取得価額	減価償却累計額	17	0	17	0	0	7,504	422	4	418	0	0	0	0	0	422	7,926
	正味価額		13	0	13	0	0	5,904	326	3	323	0	0	0	0	0	326	6,131
	正味価額		4	0	4	0	0	1,639	96	1	95	0	0	0	0	0	96	1,735

(参考3)

設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成18年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門					回線管理運営
	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	メタル主配線盤	OCCU	その他	
営業費	27,148	13	0	0	0	27,135
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0	0
施設保全費	211,631	201,939	3,266	1,945	602	3,878
共通費	15,347	11,990	1,536	320	76	1,425
管理費	19,825	16,532	993	289	58	1,953
試験研究費	3,627	3,097	136	273	120	0
通信設備使用料	63	8	3	48	4	0
租税公課	33,677	32,552	694	190	66	175
減価償却費	98,533	86,540	4,521	3,610	1,033	2,830
固定資産除却費	10,319	9,588	280	250	47	154
(再)除却損	4,477	3,985	150	177	26	140
合計	420,171	362,259	11,429	6,926	2,006	37,551

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成18年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門						
		(端末系伝送路 の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	メタル主配線盤	OCU	その他	回線管理運営	
資産虚帳項目		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
市内電話機械設備		取得価額	135,661	3,587	73,274	58,799	0	0
		減価償却累計額	115,111	3,228	62,997	48,887	0	0
		正味価額	20,549	360	10,278	9,912	0	0
市外電話機械設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
電信機械設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
電報機械設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
DDX機械設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
画像機械設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
OCN機械設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
伝送機械設備		取得価額	12,731	789	0	9,319	2,624	0
		減価償却累計額	11,122	575	0	8,421	2,127	0
		正味価額	1,609	214	0	898	497	0
無線機械設備		取得価額	1,289	1,289	0	0	0	0
		減価償却累計額	1,213	1,213	0	0	0	0
		正味価額	76	76	0	0	0	0
電力設備		取得価額	13,617	4,655	439	7,934	589	0
		減価償却累計額	10,935	3,739	352	6,371	473	0
		正味価額	2,681	916	86	1,563	116	0
電話番号案内設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
総合監視システム		取得価額	951	717	130	102	2	0
		減価償却累計額	733	553	100	79	1	0
		正味価額	218	165	30	23	0	0
空中線設備		取得価額	45	45	0	0	0	0
		減価償却累計額	38	38	0	0	0	0
		正味価額	7	7	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,254,079	2,247,202	0	0	6,877	0
		減価償却累計額	1,870,673	1,867,194	0	0	3,479	0
		正味価額	383,406	380,008	0	0	3,398	0
市外線路設備		取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
土木設備		取得価額	1,917,688	1,917,688	0	0	0	0
		減価償却累計額	1,468,597	1,468,597	0	0	0	0
		正味価額	449,091	449,091	0	0	0	0
海底線設備		取得価額	30	30	0	0	0	0
		減価償却累計額	29	29	0	0	0	0
		正味価額	2	2	0	0	0	0
建物		取得価額	227,774	137,112	64,983	13,022	1,027	11,631
		減価償却累計額	140,771	85,736	39,032	7,846	626	7,532
		正味価額	87,003	51,377	25,951	5,176	400	4,099
構築物		取得価額	15,846	9,453	4,637	908	72	776
		減価償却累計額	12,626	7,532	3,697	722	57	618
		正味価額	3,220	1,922	940	185	15	158
機械及び装置		取得価額	3,496	3,215	61	50	12	158
		減価償却累計額	2,811	2,580	49	40	10	132
		正味価額	685	635	12	10	2	26
車両及び船舶		取得価額	541	509	10	6	2	13
		減価償却累計額	441	415	8	5	2	10
		正味価額	100	94	2	1	0	2
工具、器具及び備品		取得価額	29,641	23,056	494	552	115	5,424
		減価償却累計額	22,941	17,910	375	400	86	4,171
		正味価額	6,700	5,146	119	153	29	1,253
土地		取得価額	35,147	23,436	7,489	1,555	143	2,524
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	35,147	23,436	7,489	1,555	143	2,524
建設仮勘定		取得価額	15,079	14,680	184	143	72	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	15,079	14,680	184	143	72	0
無形固定資産		取得価額	157,838	122,632	1,266	7,362	153	26,425
		減価償却累計額	124,831	97,370	893	6,622	113	19,833
		正味価額	33,007	25,263	373	740	40	6,592
合計		取得価額	4,821,453	4,510,097	152,966	99,751	11,888	46,950
		減価償却累計額	3,782,873	3,556,707	107,503	79,392	6,975	32,296
		正味価額	1,038,580	953,390	45,464	20,358	4,714	14,655

(別添3)

光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成20年4月～平成23年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は4.32%とした。

(単位:百万円)

区分	H18 実績	H19	H20	H21	H22	H20-22 (3年間)
1. 設備管理運営費	73,781	83,374	81,787	86,619	90,423	258,829
2. 他人資本費用	2,458	2,821	3,071	3,314	3,509	9,894
3. 自己資本費用	11,311	12,983	14,131	15,251	16,149	45,531
4. 利益対応税	7,784	8,935	9,725	10,496	11,114	31,335
5. 原価(1+2+3+4)	95,334	108,113	108,714	115,680	121,195	345,589
レートベース	431,340	495,108	538,904	581,591	615,839	
有利子負債以外の負債の額	42,549	48,839	53,159	57,370	60,748	
6. 加算料相当コスト	3,371	3,842	3,315	4,363	5,173	12,850
7. 加算料相当コスト控除後原価	91,963	104,271	105,399	111,317	116,022	332,739
芯線数(千芯)	1,189	1,486	1,942	2,528	2,981	7,451
料金(円/芯・月)	6,444	5,847	4,523	3,669	3,243	3,721

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	H18	H19	H20	H21	H22
①負担金なしサービス	1,100	1,398	1,854	2,440	2,893
②専用線等	86	87	87	87	87
③Bフレッツサービス	841	1,089	1,458	1,901	2,160
④ダークファイバ(他事業者利用分)	173	221	309	452	646
⑤負担金ありサービス	90	88	88	88	88
⑥計	1,189	1,486	1,942	2,528	2,981

(単位:千芯)
H20-H22

(2) 加算料相当コストの算定

区分	H18	H19	H20	H21	H22
⑦加算料コスト(①×149円※×12ヶ月)	3,371	3,842	3,315	4,363	5,173

(単位:百万円)
H20-H22
12,850

※H18・H19年度については229円(H19年度についてはH18年度と同様に算定)

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
営業費	3	4	4	4	4
施設保全費	10,722	12,203	13,368	14,367	15,118
共通費	1,717	2,014	2,206	2,369	2,493
管理費	1,614	1,861	2,037	2,189	2,303
試験研究費	4,568	3,847	3,771	3,501	3,246
通信設備使用料	1	1	1	1	1
租税公課	9,145	10,405	11,583	12,769	13,728
減価償却費	42,721	49,267	44,661	47,322	49,506
固定資産除却費	3,290	3,771	4,154	4,096	4,025
(再)除却損	1,573	1,811	2,000	1,778	1,585
合計	73,780	83,374	81,787	86,619	90,423

平成20-22 (3年間)	算定方法
12	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
42,853	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
7,068	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
6,529	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
10,518	前年度値 × 当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
3	前年度値 × 取得固定資産伸び率
38,080	前年度値 × 正味固定資産伸び率
141,489	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
12,275	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
5,363	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
258,829	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	511,277	624,619	717,307	804,947	885,628	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
	その他	261,202	302,620	323,649	345,324	361,298	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)※ - 除却損
		35,377	42,560	47,098	50,946	54,229	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		9,158	11,052	12,229	13,224	14,074	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	516,672	581,997	653,052	719,584	777,543	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	125,039	140,002	157,096	173,084	187,065	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
建物	取得固定資産	24,003	28,098	31,266	34,073	36,490	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	9,321	10,918	12,149	13,238	14,178	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物	取得固定資産	1,687	1,975	2,198	2,395	2,565	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	342	400	445	484	519	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	29,285	33,078	37,095	40,841	44,102	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	5,859	6,626	7,430	8,177	8,832	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	17,645	20,590	22,929	25,013	26,809	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	12,581	14,683	16,350	17,829	19,109	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	1,135,946	1,332,895	1,510,950	1,677,806	1,827,350	
	正味固定資産	423,503	486,293	529,345	571,355	605,075	

※H20年度以降については、耐用年数は地下21年・架空15年として算定。

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	H20-22 (3年間)
Bフレッツ	841	1,089	1,458	1,901	2,160	5,519
光サービス 芯線数	173	221	309	452	646	1,407
専用線等	176	175	175	175	175	525
計	1,189	1,486	1,942	2,528	2,981	7,451

・Bフレッツについては、下表の契約数に基づき、ファミリータイプは8ユーザーまでごとに1芯、マンションタイプは16ユーザーまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザーで1芯使用するものとして算定。

(単位:万契約)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
Bフレッツ年度未契約数	340	540	740	940	1,140
純増数	151	200	200	200	200

・ダークファイバについては平成20年1月9日申請を基に以下の通り算定

シングルスター方式:ダークファイバ芯線数に占めるシングルスター方式の割合が平成19年度値と同じとして算定
 シェアドアクセス方式:平成19年度値を基にADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率(H13年度第3四半期~H16年度第3四半期:年平均132.5%)を適用して算定。

(単位:千芯)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
シングルスター方式	143	192	261	341	387
シェアドアクセス方式	30	29	48	112	260

・専用線等については、平成18年度未実績と同とした。

(別添1)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成20年4月～平成23年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は4.32%とした。

(単位:百万円)

区分	H18 実績	H19	H20	H21	H22	H20-22 (3年間)
1. 設備管理運営費	84,584	95,607	95,809	102,170	106,476	304,455
2. 他人資本費用	2,460	2,849	3,171	3,496	3,738	10,405
3. 自己資本費用	11,319	13,111	14,591	16,089	17,199	47,879
4. 利益対応税	7,790	9,023	10,041	11,072	11,836	32,949
5. 原価(1+2+3+4)	106,153	120,590	123,612	132,827	139,249	395,688

レートベース	431,672	499,989	556,439	613,550	655,889
有利子負債以外の負債の額	42,581	49,320	54,889	60,522	64,699

6. 加算料相当コスト	3,371	4,278	3,804	5,007	5,936	14,748
7. 加算料相当コスト控除後原価	102,782	116,312	119,808	127,820	133,313	380,940

芯線数(千芯)	1,189	1,486	1,942	2,528	2,981	7,451
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	7,202	6,523	5,141	4,213	3,727	4,261
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	H18	H19	H20	H21	H22
①負担金なしサービス	1,100	1,398	1,854	2,440	2,893
②専用線等	86	87	87	87	87
③Bフレッツサービス	841	1,089	1,458	1,901	2,160
④ダークファイバ(他事業者利用分)	173	221	309	452	646
⑤負担金ありサービス	90	88	88	88	88
⑥計	1,189	1,486	1,942	2,528	2,981

(単位:千芯)

H20-H22
7,187
262
5,519
1,407
264
7,451

(2) 加算料相当コストの算定

区分	H18	H19	H20	H21	H22
⑦加算料コスト(①×171円※×12ヶ月)	3,371	4,278	3,804	5,007	5,936

(単位:百万円)

H20-H22
14,748

※H19年度以前については255円

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
営業費	3	4	4	4	4
施設保全費	11,540	13,171	14,552	15,780	16,688
共通費	2,001	2,350	2,617	2,860	3,039
管理費	1,813	2,096	2,324	2,532	2,685
試験研究費	5,618	4,755	5,039	4,630	3,975
通信設備使用料	1	1	1	1	1
租税公課	9,781	11,152	12,502	13,883	14,947
減価償却費	49,498	57,139	53,309	57,188	60,035
固定資産除却費	4,328	4,938	5,459	5,291	5,103
(再)除却損	2,306	2,634	2,917	2,539	2,213
合計	84,584	95,607	95,809	102,170	106,476

平成20-22 (3年間)	算定方法
12	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
47,020	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
8,516	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
7,541	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
13,644	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
3	前年度値×取得固定資産伸び率
41,332	前年度値×正味固定資産伸び率
170,532	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
15,852	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
7,668	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
304,455	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	511,277	629,025	734,831	839,197	931,990	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
	その他	261,202	306,871	339,745	375,012	398,621	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)※ - 除却損
		35,377	42,902	48,323	53,168	57,052	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		9,158	11,143	12,554	13,812	14,821	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木		516,672	581,997	653,052	719,584	777,543	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		125,039	140,002	157,096	173,084	187,065	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
建物		24,003	28,235	31,755	34,960	37,616	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		9,321	10,971	12,342	13,586	14,620	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物		1,687	1,985	2,233	2,458	2,645	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		342	402	453	498	536	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産		29,285	33,090	37,136	40,916	44,199	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		5,859	6,629	7,441	8,197	8,857	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他		17,645	20,681	23,255	25,602	27,557	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		12,581	14,750	16,590	18,264	19,660	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計		1,135,946	1,337,911	1,530,595	1,715,919	1,878,581	
		423,503	490,769	546,226	602,449	644,177	

※H20年度以降については、耐用年数は地下21年・架空15年として算定。

Ⅲ. 需要

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	H20-22 (3年間)
Bフレッツ	841	1,089	1,458	1,901	2,160	5,519
光サービス 芯線数	173	221	309	452	646	1,407
専用線等	176	175	175	175	175	525
計	1,189	1,486	1,942	2,528	2,981	7,451

(単位:千芯)

・Bフレッツについては、下表の契約数に基づき、ファミリータイプは8ユーザーまでごとに1芯、マンションタイプは16ユーザーまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザーで1芯使用するものとして算定。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
Bフレッツ年度末契約数	340	540	740	940	1,140
純増数	151	200	200	200	200

(単位:万契約)

・ダークファイバについては平成20年1月9日申請を基に以下の通り算定

シングルスター方式:ダークファイバ芯線数に占めるシングルスター方式の割合が平成19年度値と同として算定

シェアアクセス方式:平成19年度値を基にADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率(H13年度第3四半期~H16年度第3四半期:年平均132.5%)を適用して算定。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
シングルスター方式	143	192	261	341	387
シェアアクセス方式	30	29	48	112	260

(単位:千芯)

・専用線等については、平成18年度末実績と同とした。

(別添2)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(主配線盤)

2. 原価算定期間 平成20年4月～平成23年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は4.32%とした。

(単位:百万円)

区分	H18 実績	H19	H20	H21	H22	H20-22 (3年間)
1. 設備管理運営費	4,723	4,536	4,340	4,283	4,274	12,897
2. 他人資本費用	103	108	112	116	121	349
3. 自己資本費用	474	499	513	535	559	1,607
4. 利益対応税	326	343	353	368	385	1,106
5. 原価(1+2+3+4)	5,626	5,486	5,318	5,302	5,339	15,959

レートベース	18,063	19,036	19,579	20,407	21,305
有利子負債以外の負債の額	1,782	1,878	1,931	2,013	2,102

芯線数(千芯)	1,201	1,490	1,946	2,532	2,985	7,463
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	390	307	228	174	149	178
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
営業費	0	0	0	0	0
施設保全費	298	319	338	354	365
共通費	579	625	662	693	716
管理費	322	348	368	386	397
試験研究費	331	83	89	103	104
通信設備使用料	0	0	0	0	0
租税公課	302	319	327	340	353
減価償却費	2,801	2,747	2,454	2,298	2,222
固定資産除却費	89	96	102	109	117
(再)除却損	44	49	54	59	65
合計	4,723	4,536	4,340	4,283	4,274

平成20-22 (3年間)	算定方法
0	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
1,057	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
2,071	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
1,151	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
296	前年度値 × 当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
0	前年度値 × 取得固定資産伸び率
1,020	前年度値 × 正味固定資産伸び率
6,974	FTMIは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
328	FTMIは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
178	FTMIは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
12,897	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	算定方法
機械設備	取得固定資産	16,785	18,791	19,888	21,031	22,139	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
	FTM	5,620	5,260	4,225	3,579	3,185	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費 (当年度取得資産分は半稼動) - 除却損
	取得固定資産	14	15	17	19	20	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	1	2	2	2	2	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
土木	取得固定資産	0	0	0	0	0	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	0	0	0	0	0	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
建物	取得固定資産	22,360	24,892	27,774	30,462	32,820	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	8,906	9,897	11,054	12,130	13,075	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
構築物	取得固定資産	1,592	1,773	1,978	2,170	2,338	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	321	357	399	438	472	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	290	324	361	396	426	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	85	95	106	117	126	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
その他	取得固定資産	2,839	3,164	3,530	3,872	4,171	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	2,711	3,014	3,366	3,694	3,982	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
合計	取得固定資産	43,879	48,960	53,548	57,948	61,914	
	正味固定資産	17,645	18,625	19,151	19,959	20,841	

Ⅲ. 需要

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	H20-22 (3年間)
Bフレッツ	841	1,089	1,458	1,901	2,160	5,519
光サービ ス 芯線数	173	221	309	452	646	1,407
専用線等	188	179	179	179	179	537
計	1,201	1,490	1,946	2,532	2,985	7,463

(単位:千芯)

・Bフレッツについては、下表の契約数に基づき、ファミリータイプは8ユーザーまでごとに1芯、マンションタイプは16ユーザーまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザーで1芯使用するものとして算定。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
Bフレッツ年度未契約数	340	540	740	940	1,140
純増数	151	200	200	200	200

(単位:万契約)

・ダークファイバについては平成20年1月9日申請を基に以下の通り算定

シングルスター方式:ダークファイバ芯線数に占めるシングルスター方式の割合が平成19年度値と同じとして算定

シェアドアクセス方式:平成19年度値を基にADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率(H13年度第3四半期~H16年度第3四半期:年平均132.5%)を適用して算定。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
シングルスター方式	143	192	261	341	387
シェアドアクセス方式	30	29	48	112	260

(単位:千芯)

・専用線等については、平成18年度未実績と同じとした。



西相制第 9 号
平成 20 年 4 月 23 日

総務大臣
増田 寛也 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

もりした しゅんぞう

代表取締役社長 森下 俊三

登録年月日及び届出番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成 20 年 1 月 9 日付け西相制第 169 号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

別紙 西相制第169号（平成20年1月9日）の補正内容

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ(略)	(略)	(略)	(略)	—
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,883円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,883円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	5,029円		
	エ 2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	9,766円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	9,766円		
(ウ) (7)(イ)以外のもの		1回線ごとに	10,058円			
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	—
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	7,013円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	7,013円		

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ(略)	(略)	(略)	(略)	—
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,767円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,767円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	4,910円		
	エ 2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	9,534円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	9,534円		
(ウ) (7)(イ)以外のもの		1回線ごとに	9,820円			
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	—
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	7,007円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	7,007円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,883円</u>	—	
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>4,883円</u>		
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	<u>5,029円</u>		
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,883円</u>		
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>4,883円</u>		
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	<u>5,029円</u>		
	イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 分岐できる光信号主端末回線の数が8を限度とするもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,647円</u>		—
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>4,647円</u>		
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	<u>4,782円</u>		
		(イ) 分岐できる光信号分岐主端末回線の数が4を限度とするもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,647円</u>		
② 保守の別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	<u>4,647円</u>			
③ ①②以外のもの			1回線ごとに	<u>4,782円</u>			
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,767円</u>	—	
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>4,767円</u>		
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	<u>4,910円</u>		
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,767円</u>		
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>4,767円</u>		
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	<u>4,910円</u>		
	イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 分岐できる光信号主端末回線の数が8を限度とするもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,522円</u>		—
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>4,522円</u>		
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	<u>4,654円</u>		
		(イ) 分岐できる光信号分岐主端末回線の数が4を限度とするもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,522円</u>		
② 保守の別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	<u>4,522円</u>			
③ ①②以外のもの			1回線ごとに	<u>4,654円</u>			
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,424円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,152円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,016円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,880円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,744円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,560円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,424円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,288円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,152円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,968円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,832円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	17,696円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	18,560円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	19,376円			

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,305円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,033円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,897円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,761円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,625円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,441円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,305円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,169円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,033円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,849円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,713円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	17,577円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	18,441円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	19,257円			

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	—
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)	(略)	—

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	—
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)	(略)	—

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせるもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,647円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,647円	
			③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,782円	
		(4) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせるもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,647円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,647円	
			③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,782円	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	15,909円	—	
		(4) 保守の区分がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	15,909円		
	イ (略)		(略)	(略)		
(4)~(5) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附 則（平成19年11月2日西相制第112号）

- 1 (略)
(端末回線伝送機能に関する経過措置)
2 (略) 月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア (略)	(略)	—
	イ 1.536Mbit/s又は6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	92,795円	—

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせるもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,522円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,522円	
			③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,654円	
		(4) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせるもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,522円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,522円	
			③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,654円	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	15,793円	—	
		(4) 保守の区分がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	15,793円		
	イ (略)		(略)	(略)		
(4)~(5) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附 則（平成19年11月2日西相制第112号）

- 1 (略)
(端末回線伝送機能に関する経過措置)
2 (略) 月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア (略)	(略)	—
	イ 1.536Mbit/s又は6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	92,557円	—

3 (略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定については、認可を受けた後、平成20年4月1日から実施します。

(網使用料の調整に関する特例措置)

2 当社は、この改正規定実施後において、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（以下「当該網使用料」といいます。）を新たに算定するときは、当該網使用料の算定期間における原価の実績値と収入の実績値の差額をその新たに算定する網使用料の原価に加えるものとします。

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額の遡及適用に関する特例措置)

3 当社は、この改正規定のうち、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）の規定について、第74条（工事費及び手続費等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成19年度における遡及適用は行わないものとします。

3 (略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定については、認可を受けた後、速やかに実施し、平成20年4月1日に遡及して適用します。

(網使用料の調整)

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（以下この附則において「当期網使用料」といいます。）を変更するために新たな網使用料（以下この附則において「次期網使用料」といいます。）を算定するときは、当期網使用料の算定に用いた原価と当期網使用料の収入（当期網使用料の算定期間の最終年度における収入については、当該最終年度における直近までの期間の需要の実績値を基礎として合理的な需要予測に基づき算定するものとします。）との差額を次期網使用料の原価に加えるものとします。

3 当社は、次期網使用料を変更するために新たな網使用料（以下この附則において「次々期網使用料」といいます。）を算定するときは、前項の規定により算定した当期網使用料の算定期間の最終年度における収入と当該年度における当期網使用料の収入の実績値との差額を次々期網使用料の原価に加えるものとします。

4 当社は、次期網使用料について、第2項に規定する差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、次期以降の網使用料を算定する際、前2項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額の遡及適用)

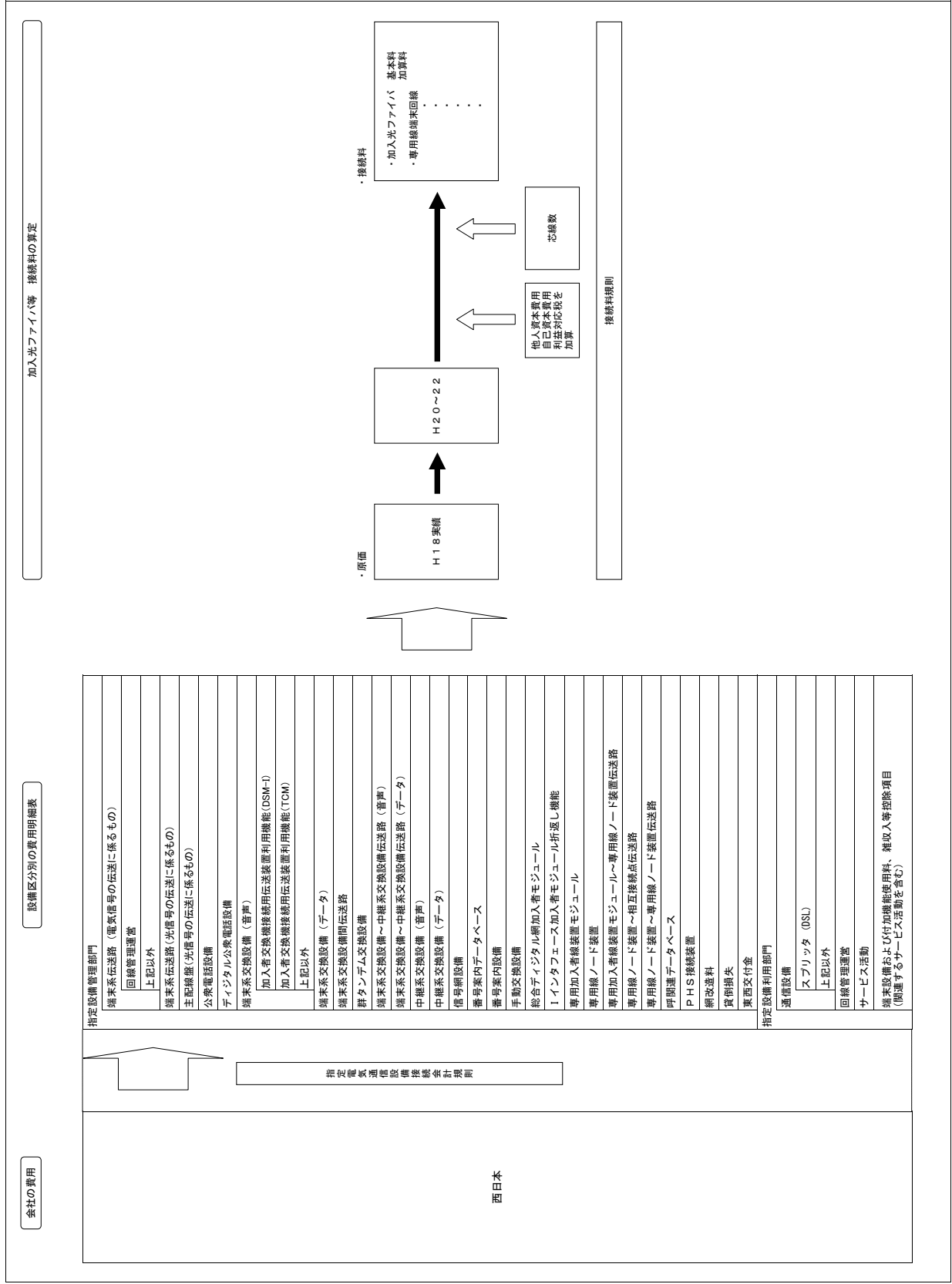
5 当社は、この改正規定のうち、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）の規定について、第74条（工事費及び手続費等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成19年度における遡及適用は行わないものとします。

網使用料算定根拠
(西日本コストに基づく接続料)

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
2. 通信路設定伝送機能	9
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	11
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	12
V. 資本構成比率の算定	13
VI. 他人資本利率の算定	14
VII. 自己資本利益率の算定	15
VIII. 利益対応税率の算定	16
IX. 料金設定に使用した回線数	17
X. 料金設定に使用した保守換算係数	24
X I. 料金設定に使用した貸倒率	25
X II. 料金設定に使用した低速用装置コストと高速用装置コストの比率	26
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	27
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	28
3. 料金算定に使用した単金	29
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	30
2. 設備区分別固定資産明細表	32
3. 設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	36
4. 設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	37
(別添)	
1. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	38
2. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（主配線盤）	43
3. 光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	47

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能
・光信号端末回線

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門					指定設備利用部門			①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		主配線盤			端末設備および付加機能使用料、雑収入控除項目			①	③	
	①	②	(光信号の伝送に係るもの)		④	⑤	左記以外				
		分岐引込線以外	分岐引込線					④71-221に係る営業時間外追加コスト以外		⑤引込工事料(分岐引込線以外)	
①指定設備管理運営費	116,066	111,452	4,613	3,943	3,915	303,407	3,506	299,901	114,958	114,348	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,455	3,454	1	81	81	464	0	464	3,454	3,453	⑩レイトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,947	9,945	3	232	232	1,335	0	1,335	9,945	9,943	⑩レイトベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	6,840	6,939	2	162	162	931	0	931	6,939	6,937	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	136,408	131,790	4,619	4,418	4,390	306,137	3,506	302,631	135,296	134,681	①+②+③+④

⑥正味固定資産	461,779	461,779	0	10,729	10,729	30,611	0	30,611	461,779	461,779	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,432	1,432	0	33	33	95	0	95	1,432	1,432	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,849	4,849	0	113	113	321	0	321	4,849	4,849	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,795	3,664	131	148	145	32,310	12	32,298	3,676	3,600	①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レイトベース	471,855	471,724	131	11,023	11,020	63,337	12	63,325	471,736	471,660	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,835	47,821	13	1,117	1,117	6,421	1	6,420	47,822	47,815	⑩レイトベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	11,551	11,284	267	156	156	5,348	0	5,348	11,284	11,284	
⑬減価償却費	72,554	69,323	3,230	2,591	2,591	37,216	2,647	34,569	71,970	71,970	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,599	1,531	68	9	9	2,366	761	1,605	2,292	2,292	

(2)1芯あたりコストの算定

A. 施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料相当コストの算定

区分	平成18年実績	平成20~22年(3年)	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	51,000	
②平均償却年数(年)	10.6	17.8	(注)縮小機対象設備の平均償却期間(平成18年度実績)
③年間減価償却費(円)	4,811	2,865	①÷②
④他人資本費用(円)	187	187	⑩レイトベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	538	538	⑩レイトベース×自己資本比率×自己資本利益率
⑥利益対応税(円)	375	375	⑤自己資本費用+(⑬有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	5,911	3,965	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	493	330	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	246	165	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	1,101	6,523	IX.料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	3,254	13,469	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レイトベース(円/回線)	25,500	25,500	①×0.5(レイトベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	2,585	2,585	⑩レイトベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. 1芯あたりコストの算定

①基本料

A. 加入者回線

区分	コスト等		備考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
a.原価(百万円)	134,681	402,537	(I)の⑤より(①+③)(④71-221に係る営業時間外追加コスト以外) / 平成20~22年(3年)は(別添1)より
b.加算料相当コスト(百万円)	3,254	13,470	Aの⑪加算料相当コスト/平成20~22年(3年)は(別添1)より
c.芯線数(千芯)	1,160	6,976	IX.料金設定に使用した回線数より / 平成20~22年(3年)は(別添1)より
d.1芯あたりコスト(円/芯・月)	9,441	4,648	(a-b)÷c÷12ヶ月

B. 主配線盤

区分	コスト等		備考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
a.原価(百万円)	4,390	9,999	(I)の⑤より / 平成20~22年(3年)は(別添2)より
b.芯線数(千芯)	1,170	6,988	IX.料金設定に使用した回線数より / 平成20~22年(3年)は(別添2)より
c.1芯あたりコスト(円/芯・月)	313	119	a÷b÷12ヶ月

C. 合計

区分	料金等		備考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
料金(円/芯・月)	9,754	4,767	Aのd+Bのc

②加算料

区分	料金等		備考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
1芯あたりコスト(円/芯・月)	246	165	Aの⑨加算料(円/芯・月)より

・光信号主端末回線

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区 分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			引込額	備 考
	引込額以外	引込額以外	引込額以外		
①指定設備管理運営費	116,066	102,804	102,247	13,262	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,455	3,452	3,451	3	③引込額×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,947	9,940	9,938	2	④引込額×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	6,940	6,835	6,934	5	⑤②自己資本費用×(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	136,408	123,131	122,570	13,277	①+②+③+④
⑥正味固定資産	461,779	461,779	461,779	0	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,432	1,432	1,432	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,849	4,849	4,849	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨繰上資本	3,795	3,419	3,350	376	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩引込額	471,855	471,479	471,410	376	⑥×⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,835	47,797	47,790	38	⑩引込額×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	11,551	10,783	10,783	768	
⑬減価償却費	72,554	63,262	63,262	9,292	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,599	1,404	1,404	195	

(2)1芯あたりコストの算定

①基本料

A. 加入者回線

区 分	コスト等		備 考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
a.原価(百万円)	122,570	349,579	(1)の⑤より(①1-2に係る営業時間外追加コスト以外) / 平成20~22年(3年)は(別添3)より
b.加算料相当コスト(百万円)	3,254	11,674	(別添3)より
c.芯線数(千芯)	1,160	6,976	D. 料金設定に使用した回線数より / 平成20~22年(3年)は(別添3)より
d.1芯あたりコスト(円/芯・月)	8,571	4,037	(a-b)÷c÷12ヶ月

B. 主配線盤

区 分	コスト等		備 考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
a.原価(百万円)	4,390	9,999	1の(1)の⑤より(主配線盤(①1-2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成20~22年(3年)は(別添2)より
b.芯線数(千芯)	1,170	6,988	D. 料金設定に使用した回線数より / 平成20~22年(3年)は(別添2)より
c.1芯あたりコスト(円/芯・月)	313	119	a÷b÷12ヶ月

②加算料

区 分	コスト等		備 考
	平成18年実績	平成20~22年(3年)	
a.加算料(円/芯・月)	246	165	1の(2)のBの②
b.光信号端末回線コストに占める光信号主端末回線コストの割合	91.01%	86.84%	①のAのa÷①の(2)のBの①のAのa
c.加算料(光信号主端末回線)(円/芯・月)	224	143	a×b

・光信号端末回線、光信号主線末端回線以外の末端回線伝送機能（加入光ファイバを利用するもの）

(1)原価の算定

(百万円)

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）				備考
	メタル加入者回線				
		(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験交付		
①指定設備管理運営費	449,835	390,615	368,670	12,263	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	7,945	7,267	6,598	17	⑩レートのs × 他人資本比率 × 他人資本利子率
③自己資本費用	22,878	20,925	18,998	49	⑩レートのs × 自己資本比率 × 自己資本利子率
④利益対応税	15,962	14,600	13,255	34	③自己資本費用 + (①有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率) × 利益対応税率
⑤合計	496,620	433,407	407,521	12,363	①+②+③+④

⑥正味固定資産	1,032,300	946,274	857,291	800	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	3,200	2,933	2,658	2	⑥正味固定資産 × 投資等比率
⑧貯蔵品	10,839	9,936	9,002	6	⑥正味固定資産 × 貯蔵品比率
⑨運転資本	38,861	33,428	32,234	1,509	(①設備管理運営費 - (⑩租税公課 + ⑪減価償却費 + ⑫固定資産除却費)) × 45.625日 ÷ 365日
⑩レートベース	1,085,200	992,571	901,185	2,319	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	110,013	100,623	91,599	235	⑩レートのs × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	31,033	29,955	28,036	26	
⑬減価償却費	103,505	89,230	79,082	156	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	4,413	4,004	3,677	9	

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）								備考	
	メタル主配線盤	OCU		その他						
		(再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤		光	メタル	(再掲) 局外スプリッタ (局外4分岐)	(再掲) 局外スプリッタ (局外8分岐)	(再掲) 加入者収容装置 (ATMデータ 伝送)		
①指定設備管理運営費	11,317	10,891	8,846	1,007	7,941	2,763	821	929	965	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	314	302	161	20	140	52	14	27	10	⑩レートのs × 他人資本比率 × 他人資本利子率
③自己資本費用	905	870	463	59	404	150	41	77	30	⑩レートのs × 自己資本比率 × 自己資本利子率
④利益対応税	631	607	323	41	282	105	29	54	21	③自己資本費用 + (①有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率) × 利益対応税率
⑤合計	13,167	12,670	9,895	1,127	8,787	3,070	905	1,087	1,028	①+②+③+④

⑥正味固定資産	41,524	39,894	21,226	2,692	18,535	6,886	1,859	3,609	1,318	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	129	124	66	8	57	21	6	11	4	⑥正味固定資産 × 投資等比率
⑧貯蔵品	436	419	223	28	195	72	20	38	14	⑥正味固定資産 × 貯蔵品比率
⑨運転資本	832	820	452	53	398	118	42	4	71	(①設備管理運営費 - (⑩租税公課 + ⑪減価償却費 + ⑫固定資産除却費)) × 45.625日 ÷ 365日
⑩レートベース	42,921	41,257	21,967	2,781	19,185	7,097	1,927	3,662	1,407	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	4,351	4,182	2,227	282	1,945	719	195	371	143	⑩レートのs × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	615	596	226	30	196	106	41	46	17	
⑬減価償却費	3,942	3,631	4,895	509	4,386	1,685	432	839	380	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	108	107	215	17	174	27	11	13	3	

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）							備考		
	回線管理運営									
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					DB管理および料金計算			料金請求	
	電話等	(再掲) PHS 基地局回線	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	その他				
①指定設備管理運営費	36,193	35,615	20,671	245	1,511	2,234	623	10,576	3	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	151	150	42	0	7	7	12	81	0	⑩レートのs × 他人資本比率 × 他人資本利子率
③自己資本費用	435	432	121	1	21	20	35	234	0	⑩レートのs × 自己資本比率 × 自己資本利子率
④利益対応税	304	301	84	1	15	14	24	163	0	③自己資本費用 + (①有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率) × 利益対応税率
⑤合計	37,083	36,498	20,918	247	1,554	2,275	694	11,054	3	①+②+③+④

⑥正味固定資産	16,390	16,296	3,190	38	836	691	1,601	9,978	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	51	51	10	0	3	2	5	31	0	⑥正味固定資産 × 投資等比率
⑧貯蔵品	172	171	33	0	9	7	17	105	0	⑥正味固定資産 × 貯蔵品比率
⑨運転資本	4,031	3,961	2,516	30	188	265	25	987	0	(①設備管理運営費 - (⑩租税公課 + ⑪減価償却費 + ⑫固定資産除却費)) × 45.625日 ÷ 365日
⑩レートベース	20,644	20,479	5,749	68	1,016	965	1,646	11,101	0	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	2,093	2,076	583	7	103	98	167	1,125	0	⑩レートのs × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	132	130	69	1	7	8	2	44	0	
⑬減価償却費	3,753	3,739	463	5	155	106	417	2,596	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	59	59	8	0	2	2	3	44	0	

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）				指定設備 利用部門 スプリッタ (DSL)	備考
	回線管理運営		その他			
	ATMデータ伝送					
	端末回線 伝送機能	データ 伝送機能				
①指定設備管理運営費	356	141	215	219	1,255	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	0	0	0	25	⑩レートのs × 他人資本比率 × 他人資本利子率
③自己資本費用	2	1	1	1	72	⑩レートのs × 自己資本比率 × 自己資本利子率
④利益対応税	1	1	1	1	50	③自己資本費用 + (①有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率) × 利益対応税率
⑤合計	360	143	217	221	1,402	①+②+③+④

⑥正味固定資産	56	22	34	37	3,330	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	10	⑥正味固定資産 × 投資等比率
⑧貯蔵品	1	0	0	0	35	⑥正味固定資産 × 貯蔵品比率
⑨運転資本	43	17	26	27	31	(①設備管理運営費 - (⑩租税公課 + ⑪減価償却費 + ⑫固定資産除却費)) × 45.625日 ÷ 365日
⑩レートベース	100	38	60	64	3,406	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	10	4	6	6	345	⑩レートのs × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1	0	1	1	39	
⑬減価償却費	8	3	5	5	961	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	0	5	

(2)料金の設定

A. OCU

区分	光	メタル	備考
a. 原価(百万円)	1,127	8,787	(1)の⑤OCU
b. ISDN回線数(回線)	27,038	3,701,296	区1の⑤1、⑤2および④8、⑤0
c. 1回線あたりコスト(円/回線(2芯式・2線式1ヶ月))	3,474	197	a÷b÷12ヶ月

B. ISM折返し接続機能(1.5Mbit/s)局内伝送路

区分	コスト等	備考
a. 設備管理運営費(円/回線・年)	34,072	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
b. 他人資本費用(円/回線・年)	929	
c. 自己資本費用(円/回線・年)	2,678	
d. 利益対応税(円/回線・年)	1,867	
e. ケーブル設備計(円/回線・年)	38,544	
f. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	3,295	e÷12ヶ月

C. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	1,028	(1)の⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)
b. 回線数(回線)	1,764,458	区1の⑧7のc換算後稼働回線数
c. 1回線あたりコスト(円/回線(64kbit/s)・月)	48	a÷b÷12ヶ月

D. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかもの)

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	143	(1)の⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)
b. 回線数(回線)	35,973	区1の⑧7のa
c. 料金(円/回線・月)	331	a÷b÷12ヶ月

E. 局外スプリッタ(局外8分岐)

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	1,087	(1)の⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
b. 回線数(回線)	406,387	区1の⑨0
c. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	223	a÷b÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外4分岐)

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	905	(1)の⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
b. 回線数(回線)	337,904	区1の⑨5
c. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	223	a÷b÷12ヶ月

G. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①割設費(円/回線)	39,716	31,917	5,864	1,935	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 *単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の割設費(31,269円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 *単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.0060)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	4,478	4,010	352	116	
③(再)減価償却費相当(円/回線・年)	2,095	2,095	0	0	
④他人資本費用(円/回線・年)	119	118	1	0	
⑤自己資本費用(円/回線・年)	124	123	1	0	
⑥利益対応税(円/回線・年)	96	95	1	0	
⑦合計(円/回線・年)	4,817	4,346	355	116	2+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	4,520	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。但し、自己資本費用は「再、自己資本利益率の算定」における自己資本利益率(4.32%)を使用して算定した。 *引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の割設費の合計(39,716円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1138)を乗じて算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	479	
③(再)減価償却費相当(円/回線・年)	194	
④他人資本費用(円/回線・年)	19	
⑤自己資本費用(円/回線・年)	54	
⑥利益対応税(円/回線・年)	38	
⑦合計(円/回線・年)	590	2+③+④+⑤

H. 料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のイ 1.538Mbit/s又は6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	92,557	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×2芯1+(2-1)の②のIPルーター接続専用Bのc.高運用×X.料金設定に使用した保守換算係数1の③のタイプ2のもの×2-1の②の専用回線管理運営費のc)×(1+X).I.料金設定に使用した賃料率

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯式のものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,767	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×(1+X).I.料金設定に使用した賃料率

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,767	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X).I.料金設定に使用した賃料率

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯式のものの(ウ) (イ)以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,910	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X).I.料金設定に使用した賃料率

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	9,534	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×2芯×(1+X).I.料金設定に使用した賃料率

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	9,534	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×2芯×(1+X).I.料金設定に使用した賃料率

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のものの(ウ) (イ)以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	9,820	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20~22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×2芯×(1+X).I.料金設定に使用した賃料率

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.538Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
a. OCU(円/回線・月)	3,474	Aのcの光
b. 主配線盤(円/回線・月)	238	光信号端末回線の(2)のBのcの平成20~22年(3年)×2芯
c. 局内伝送路(円/回線・月)	3,295	BのfのX.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの
d. 料金(円/回線・月)	7,007	(a+b+c)×(1+X).I.料金設定に使用した賃料率

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
a. OCU (円/回線・月)	3,474	Aのeの光×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
b. 主配線盤 (円/回線・月)	238	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×2(芯)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
c. 局内伝送路 (円/回線・月)	3,295	Bの1×X.料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
d. 料金 (円/回線・月)	7,007	(a+b+c)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,767	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,767	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,910	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,767	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,767	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,910	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金等	備考
a. 局外スプリッタ(8分岐のもの)	223	Eのc
b. 光信号主端末回線	4,156	光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20～22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20～22年(3年)
c. 加算料(光信号主端末回線)	143	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20～22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,522	(a+b+c)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金等	備考
a. 局外スプリッタ(8分岐のもの)	223	Eのc×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
b. 光信号主端末回線	4,156	(光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20～22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20～22年(3年))×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
c. 加算料(光信号主端末回線)	143	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20～22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,522	(a+b+c)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	料金等	備考
a. 局外スプリッタ(8分岐のもの)	230	Eのc×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの
b. 光信号主端末回線	4,281	(光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20～22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20～22年(3年))×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの
c. 加算料(光信号主端末回線)	143	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20～22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,654	(a+b+c)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金等	備考
a. 局外スプリッタ(4分岐のもの)	223	Fのc
b. 光信号主端末回線	4,156	光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20～22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20～22年(3年)
c. 加算料(光信号主端末回線)	143	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20～22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,522	(a+b+c)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金等	備考
a. 局外スプリッタ(4分岐のもの)	223	Fのc×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
b. 光信号主端末回線	4,156	(光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20～22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20～22年(3年))×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
c. 加算料(光信号主端末回線)	143	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20～22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,522	(a+b+c)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	料金等	備考
a. 局外スプリッタ(4分岐のもの)	230	Fのc×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの
b. 光信号主端末回線	4,281	(光信号主端末回線の(2)の①のAのdの平成20～22年(3年)+光信号主端末回線の(2)の①のBのcの平成20～22年(3年))×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの
c. 加算料(光信号主端末回線)	143	光信号主端末回線の(2)の②のcの平成20～22年(3年)
d. 料金(円/1光信号主端末回線・月)	4,654	(a+b+c)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。))及び端末回線により伝送を行う機能

区分	設定方法
a. 加入者回線	光信号主端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×X.料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ2のもの
b. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Cのc×当該項目の速度換算係数(DXの(73)～(86)の速度換算係数)
c. 回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Dのc
d. 料金	(a+b+c)×(1+XⅠ.料金設定に使用した賃率率)

(イ) 料金額

区分	a. 加入者回線 (円/回線・月)	b. 加入者収容 装置(ATM データ伝送) (円/回線・月)	c. 回線管理運 維費(端末回線 伝送機能に係る もの) (円/回線・月)	d. 料金 (円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	2,084	331	7,305
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	3,792	331	9,033
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	4,656	331	9,897
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	5,520	331	10,761
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	6,384	331	11,625
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	7,200	331	12,441
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	8,064	331	13,305
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	8,928	331	14,169
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	9,792	331	15,033
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	10,608	331	15,849
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	11,472	331	16,713
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	12,336	331	17,577
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	13,200	331	18,441
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	4,910	14,016	331	19,257

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金の適用がない場合の加算料 イ 1芯芯のもの(ア) (イ)以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	165	光信号端末回線の(2)のBの②の平成20～22年(3年)×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金の適用がない場合の加算料 イ 1芯芯のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。))に係るもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	165	光信号端末回線の(2)のBの②の平成20～22年(3年)×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金の適用がない場合の加算料 ウ 2芯芯のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	330	光信号端末回線の(2)のBの②の平成20～22年(3年)×2×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号分岐端末回線に係る加算料(ア) (イ)以外のもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	451	((Gの⑥単芯区間+Gの⑥電柱)÷12ヶ月)×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号分岐端末回線に係る加算料(ア) (イ)以外のもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	451	((Gの⑥単芯区間+Gの⑥電柱)÷12ヶ月)×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号分岐端末回線に係る加算料(ア) (イ)以外のもの③ ①②以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	465	((Gの⑥単芯区間+Gの⑥電柱)÷12ヶ月)×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	441	((Gの⑥単芯区間+Gの⑥電柱-Gの⑥キャビネット)÷12ヶ月)×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	441	((Gの⑥単芯区間+Gの⑥電柱-Gの⑥キャビネット)÷12ヶ月)×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの③ ①②以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	454	((Gの⑥単芯区間+Gの⑥電柱-Gの⑥キャビネット)÷12ヶ月)×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,522	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ 保守の区別がタイプ1-1のもの より

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,522	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの より

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの③ ①②以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,654	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの より

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,522	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの より

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,522	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの より

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの③ ①②以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,654	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの より

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの④ ①②以外のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	4,654	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの④ ①②以外のもの より

・2-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料の ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	料金等	備考
a. 固定無線基地局	9,330	別紙3の(1)の①×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの
b. 加入者光ファイバ(加入者回線、主配線盤)	4,767	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×X. 料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
c. 加入者光ファイバ(加算料)	165	光信号端末回線の(2)のBの②の平成20～22年(3年)
d. 光信号電気信号変換装置(非集線型)	1,531	別紙3の(1)の②×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの
e. 料金(円/1固定無線基地局伝送路・月)	15,793	(b+c)×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)+a+d

・2-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料の ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	料金等	備考
a. 固定無線基地局	9,330	別紙3の(1)の①×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
b. 加入者光ファイバ(加入者回線、主配線盤)	4,767	光信号端末回線の(2)のBの①のCの平成20～22年(3年)×X. 料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
c. 加入者光ファイバ(加算料)	165	光信号端末回線の(2)のBの②の平成20～22年(3年)
d. 光信号電気信号変換装置(非集線型)	1,531	別紙3の(1)の②×X. 料金設定に使用した保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
e. 料金(円/1固定無線基地局伝送路・月)	15,793	(b+c)×(1+X I. 料金設定に使用した賃料率)+a+d

2. 通信機設定伝送機軸

2-1. 専用加入者線装置モジュール

(1)原価の算定

(百万円)

区分	専用加入者線装置モジュール	内訳														備考	
		一般専用・無線専用(50b/s)	一般専用(AM-FM放送)	一般専用・無線専用(50b/s及びAM-FM放送を兼ねる)及び高速デジタル伝送・高速伝送(60Mb/s以上を除外)	高速デジタル伝送・高速伝送(100Mb/s以上を除外)	ATM専用	主配線機~専用加入者線装置モジュール	専用回線管理運営費	IP&T向け網接続専用	光信号電気信号変換機能		光信号多重分離機能		光信号伝送装置(100Mb/sタイプ)	その他		
										集線型利用	非集線型利用	光信号多重分離機能(部内)	光信号多重分離機能(部外)				
①指定設備管理運営費	50,001	832	301	13,835	56	5,323	6,155	198	2,139	305	833	327	1,842	1,275	4,437	11,943	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	821	19	6	264	1	100	75	3	5	6	16	6	33	23	68	197	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	2,364	56	16	759	2	287	216	10	13	17	47	16	95	65	196	588	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1,649	39	11	530	1	200	151	7	9	12	33	11	66	45	137	396	(③自己資本費用+⑪有利子負債以外の負債の額×利率)×利益対応税率
⑤合計	54,835	946	334	15,488	60	5,910	6,597	218	2,166	340	1,029	360	2,036	1,408	4,838	13,104	①+②+③+④
⑥正味固定資産	107,711	2,557	727	34,486	102	13,003	9,669	462	350	774	2,150	754	4,357	3,015	9,005	26,300	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	334	8	2	107	0	40	30	1	1	2	7	2	14	9	28	82	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1,131	27	8	362	1	137	102	5	4	8	23	8	46	32	95	276	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	2,936	62	24	1,042	3	433	438	10	260	23	33	12	69	48	183	295	(③設備管理運営費-⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	112,112	2,654	761	35,997	106	13,613	10,239	478	615	807	2,213	776	4,486	3,104	9,311	26,953	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	11,365	269	77	3,649	11	1,380	1,038	48	82	82	224	79	455	315	944	2,732	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1,121	34	10	450	2	166	120	6	7	9	16	5	45	31	86	134	
⑬減価償却費	24,501	270	94	4,836	28	1,217	2,521	114	50	111	647	227	1,239	857	2,888	9,401	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	893	29	3	311	0	477	14	1	1	1	3	1	4	3	0	45	

(2)1回線当たり料金の算定

・専用回線管理運営費

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	2,166	(1)⑤専用回線管理運営費
b. 回線数(契約)	363,759	K 料金設定に使用した回線数の2. 機能別回線数より
c. 1回線当たり料金の算定(円/回線・月)	496	a÷b÷12ヶ月

・IPルーティング網接続専用

A. 低速用コストと高速用コストの算定 (百万円)

区分	コスト	備考
a. 低速用コスト	313	c × 別表の(a)
b. 高速用コスト	27	e × 別表の(b)
c. 合計	340	(1) ⑤IPルーティング網接続専用

別表(XII.より)

区分	低速用コストと高速用コストの比率
(a)	0.9194
(b)	0.0806
(c)	1.0000

B. 1回線当たり料金の算定

区分	コスト等		備考
	低速用 (128Kb/s)	高速用 (1.5Mb/s-6Mb/s)	
a. 原価(百万円)	313	27	Aのa及びbより
b. 回線数(回線)	2,951	29	D. 料金設定に使用した回線数の2. 機能別回線数より
c. 1回線当たり料金の算定(円/回線・月・タイプ1-1相当)	8,839	77,586	a ÷ b ÷ 12ヶ月

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,536,101 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	7,749 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0031 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

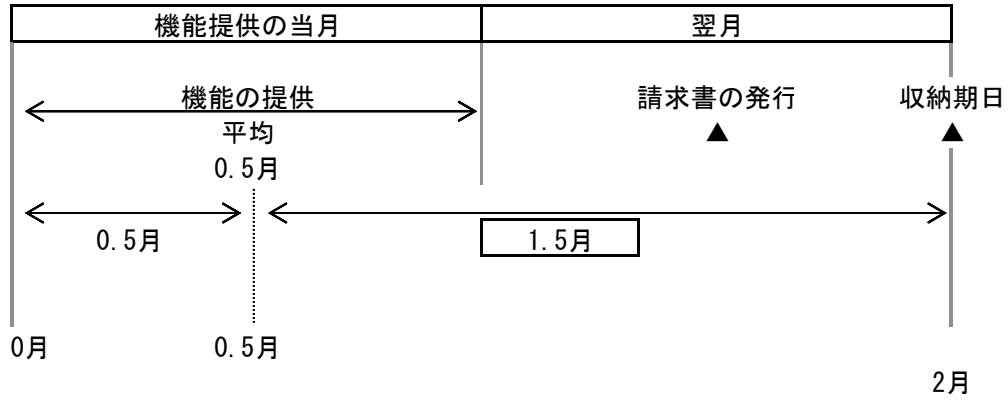
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,995,707 (A)
貯蔵品 (※)	31,462 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0105 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \times 365\text{日} = \boxed{45.625\text{日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H18) 稼働ベース		レートベース	(資本構成)																													
電気通信事業 固定資産 2,995,707 流動資産等 930,719 計 3,926,426	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">有利子負債</td> <td style="text-align: right;">1,307,131</td> <td style="text-align: right;">(0.333)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他の負債</td> <td style="text-align: right;">477,676</td> <td style="text-align: right;">(0.122)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">590,541</td> <td style="text-align: right;">(0.150)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">自己資本</td> <td style="text-align: right;">1,551,077</td> <td style="text-align: right;">(0.395)</td> </tr> </table>	有利子負債	1,307,131	(0.333)	その他の負債	477,676	(0.122)	退職給付引当金	590,541	(0.150)	自己資本	1,551,077	(0.395)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">H18稼働 電気通信事業固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,995,707</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">貯蔵品 (月平均)</td> <td style="text-align: right;">31,462</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">投資等</td> <td style="text-align: right;">9,153</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">運転資本</td> <td style="text-align: right;">144,613</td> </tr> </table>	H18稼働 電気通信事業固定資産	2,995,707	貯蔵品 (月平均)	31,462	投資等	9,153	運転資本	144,613	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">有利子負債</td> <td style="text-align: right;">1,307,131</td> <td style="text-align: right;">(0.411)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">322,726</td> <td style="text-align: right;">(0.101)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">自己資本</td> <td style="text-align: right;">1,551,077</td> <td style="text-align: right;">(0.488)</td> </tr> </table>	有利子負債	1,307,131	(0.411)	退職給付引当金	322,726	(0.101)	自己資本	1,551,077	(0.488)
有利子負債	1,307,131	(0.333)																														
その他の負債	477,676	(0.122)																														
退職給付引当金	590,541	(0.150)																														
自己資本	1,551,077	(0.395)																														
H18稼働 電気通信事業固定資産	2,995,707																															
貯蔵品 (月平均)	31,462																															
投資等	9,153																															
運転資本	144,613																															
有利子負債	1,307,131	(0.411)																														
退職給付引当金	322,726	(0.101)																														
自己資本	1,551,077	(0.488)																														
	③圧縮後の資本構成比 ②流動資産の圧縮 ▲745,491 ①流動資産の理論値と実績の差 185,228-930,719=▲745,491	計 3,180,935	計 3,180,935																													

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{1,307,131 + 322,726}{\text{負債}} \right) \div \frac{3,180,935}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.512}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,307,131}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{1,307,131 + 322,726}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.802}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.802}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.198}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.512}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.488}$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成18年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.44\%}$$

(単位：%)

年度	18
区分	
他人資本利率	1.44

(注)借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.39\%}$$

(単位：%)

年度	14	15	16	17	18	平均
区分						
他人資本利率	1.13	1.11	1.52	1.40	1.79	1.39

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.44\% \times 0.802 + 1.39\% \times 0.198 = \boxed{1.43\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均 (注4)	
	16	17	18	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率 (注1)	5.39	7.08	5.97	—	
β 値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート (注2)	1.52	1.40	1.79	—	
①-②	3.87	5.68	4.18	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	3.84	4.81	4.30	4.32

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成18年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債（利付・10年物）の利回りを使用した。

(注3) β 値については、当社と類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格のβ 値に基づき、日次ベース及び週次ベースそれぞれ、計測期間を過去1年、過去3年、過去5年で算定したところ0.61～0.72となり、現行の0.6と乖離が僅少であることから、現行と同の0.6とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	14	15	16	17	18	
主要企業の自己資本利益率	2.61	4.83	5.39	7.08	5.97	5.18

(注) 「日経経営指標」より。但し、平成18年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1、2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.32%

VIII. 利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{65.40\%}$$

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.072 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.072}{1+0.072} \times y = \underline{0.0672y}$$

③法人税実効税率

法人税額を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0672y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2798y} \end{aligned}$$

④道府県民税実効税率

道府県民税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2798y \times 0.05 = \underline{0.0140y} \end{aligned}$$

⑤市町村民税実効税率

市町村民税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2798y \times 0.123 = \underline{0.0344y} \end{aligned}$$

⑥税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.3954y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益	y
利益対応税	$x = 0.3954y$
税引後利益	$z = (1-0.3954)y$

Ⅹ. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

	a. 平成18年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	16,002,143	1	1.00	16,002,143
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	12,707,180	1	1.00	12,707,180
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	489,350	1	1.03	504,031
(4) 4線式	67,400	2	1.03	138,844
(5) メタルサービス小計	29,266,073	-	-	29,352,198
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	397,722	1	1.00	397,722
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	536,701	1	1.00	536,701
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	168,778	1	1.03	173,841
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	11,306	2	1.00	22,612
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	10,852	2	1.00	21,704
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	6,201	2	1.03	12,774
(12) 4芯式	36	4	1.03	148
(13) 光サービス小計	1,131,596	-	-	1,165,502
(14) 計 ((5)+(13))	30,397,669	-	-	30,517,700

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	1,131,596	-	1.00	1,160,063
----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数	
(15) メタルサービス・2線式	3,371,411
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,282,962
(17) 光サービス	1,100,877
(18) 計 ((15)+(17))	4,472,288

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	2,507,223
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	26,844,975
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	29,352,198
(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,089,291
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	27,262,907
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	29,352,198

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

	a. 平成18年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	16,002,143	1	1.00	16,002,143
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	12,707,180	1	1.00	12,707,180
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	489,350	1	1.03	504,031
(28) 4線式	67,400	2	1.03	138,844
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	3,225,791	1	1.00	3,225,791
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	2,790,489	1	1.00	2,790,489
(31) メタルサービス小計	35,282,353	-	-	35,368,478
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	397,722	1	1.00	397,722
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	536,701	1	1.00	536,701
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	168,778	1	1.03	173,841
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	16,198	2	1.00	32,396
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	10,852	2	1.00	21,704
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	6,201	2	1.03	12,774
(38) 4芯式	36	4	1.03	148
(39) 光サービス小計	1,136,488	-	-	1,175,286
(40) 計 ((31)+(39))	36,418,841	-	-	36,543,764

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	1,136,488	-	1.00	1,169,847
----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	2,507,223
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	32,861,255
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	35,368,478
(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,089,291
(45) 追加MDF	-	-	-	6,016,280
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	27,262,906
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	35,368,477

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

	a. 平成18年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	1,955,020	1	1.00	1,955,020
(49) (再)デジタル公衆電話・タイプ1-1 (注2)	50,600	1	1.00	50,600
(50) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,746,276	1	1.00	1,746,276
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	1,118	1	1.00	1,118
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	25,918	1	1.00	25,918
(53) 計 ((48)+(50)+(51)+(52))	3,728,332	-	-	3,728,332

・回線管理運営機能算定に使用した回線数

(単位：回線)

	平成18年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	26,636,108
(55) (再)PHS基地局回線	275,617
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	3,438,163
(57) ドライカッパ・相互接続回線	1,833,461
(58) 光ファイバ・相互接続回線	145,756
(59) 上記以外の回線数	4,935,885
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	36,989,373
(61) (再)相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	5,692,997
(62) (再)相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,254,834

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数

(単位：回線)

	平成18年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	26,758,851
(64) DSL回線故障対応機能契約数	2,376,795
(65) 計 ((63)+(64))	29,135,646

・公衆電話機能算定に使用した回線数

(単位：回線)

	平成18年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66) アナログ公衆電話	146,041
(67) デジタル公衆電話	52,827
(68) 計 ((66)+(67))	198,868
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	22,782,217
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	3,701,294
(71) 計 ((69)+(70))	26,483,511

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数

(単位：回線)

	平成18年度 稼働回線数
(72) 計	2,356,243

・加入者収容装置（ATMデータ伝送網）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成18年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3Mb/s	32,550	43	1,399,650
(74) 6Mb/s	1,664	79	131,456
(75) 9Mb/s	438	97	42,486
(76) 12Mb/s	813	115	93,495
(77) 15Mb/s	81	133	10,773
(78) 18Mb/s	81	150	12,150
(79) 21Mb/s	53	168	8,904
(80) 24Mb/s	136	186	25,296
(81) 27Mb/s	25	204	5,100
(82) 30Mb/s	16	221	3,536
(83) 33Mb/s	19	239	4,541
(84) 36Mb/s	29	257	7,453
(85) 39Mb/s	14	275	3,850
(86) 42Mb/s	54	292	15,768
(87) 計	35,973	-	1,764,458

・光信号伝送装置（PON）算定に使用した回線数

（単位：回線）

	a. 平成18年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置（PON）				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1（注1）	31,765	1	1.00	31,765
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2（注2）	32,045	1	1.00	32,045
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2（注3）	626	1	1.03	644
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	64,437	-	-	64,454

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

	a. 平成18年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(92) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1（注1）	166,176	1	1.00	166,176
(93) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	168,974	1	1.00	168,974
(94) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	2,674	1	1.03	2,754
(95) 局外スプリッタ（4分岐）小計	337,823	-	-	337,904
(96) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1（注1）	143,941	1	1.00	143,941
(97) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	261,762	1	1.00	261,762
(98) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	664	1	1.03	684
(99) 局外スプリッタ（8分岐）小計	406,367	-	-	406,387

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

	a. 平成18年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(100) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1（注1）	4,142	1	1.00	4,142
(101) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	4,941	1	1.00	4,941
(102) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	501	1	1.03	516
(103) メディアコンバータ（集線型）小計	9,584	-	-	9,599
(104) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1（注1）	15,443	1	1.00	15,443
(105) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	14,525	1	1.00	14,525
(106) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	1,208	1	1.03	1,244
(107) メディアコンバータ（非集線型）小計	31,176	-	-	31,212

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

	a. 平成18年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(108) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1（注1）	43,446	1	1.00	43,446
(109) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	71,783	1	1.00	71,783
(110) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	211	1	1.03	217
(111) 局内スプリッタ（4分岐）小計	115,440	-	-	115,446
(112) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1（注1）	30,566	1	1.00	30,566
(113) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	25,828	1	1.00	25,828
(114) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	415	1	1.03	428
(115) 局内スプリッタ（8分岐）小計	56,809	-	-	56,822

・ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

	a. 平成18年度 稼働回線数
ルーティング伝送機能	
(116) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,212
(117) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	5,039
(118) ISDN一次群ユーザ網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	33,380
(119) 計 ((116)+(117)+(118))	41,631

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はX.料金設定に使用した保守換算係数3の③のものより。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

2. 機能別回線数

機能別回線数は、A. 平成18年度のサービス別契約回線数実績にB. 機能ごとの速度換算係数・保守換算係数及び、経由回数を乗じて算定した。

※但し、専用加入者線装置モジュールについては、機能ごとの保守換算係数及び、経由回数を乗じて算定した。

回線距離については、平成18年度のサービス別契約回線延べ距離に機能ごとの速度換算係数及び、保守換算係数を乗じて算定した。

機能別回線数

(単位：回線) (単位：km)

区 分		回線数	回線距離
専用加入者線装置モジュール (SLM)	(1) 一般専用 (50b/s)	31,829	---
	(2) 一般専用 (AM・FM放送)	582	---
	(3) 一般専用 (50b/s及びAM・FM放送を除く) 及び、高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sを除くエコノミークラス)	442,670	---
	(4) 高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラス)	1,137	---
	(5) 高速デジタル伝送・高速品目 (エコノミークラスを除く)	35,715	---
	(6) ATM専用	7,820	---
	(7) 主配線盤～専用加入者線装置モジュール	793,709	---
	(8) IPルーティング網接続専用 (低速用)	2,951	---
	(9) IPルーティング網接続専用 (高速用)	29	---
	(10) 専用回線管理運営費対応回線数 (契約回線数)	363,759	---
専用加入者線装置モジュール (SLM) ～専用線ノード装置 (CNE) 伝送路	(11) 一般専用 (50b/s)	31,829	---
	(12) 一般専用 (50b/sを除く)、高速デジタル伝送・高速品目 (エコノミークラス6.0Mb/sを除く) 及び、中継伝送専用機能 (MA内伝送路)	977,402	---
	(13) 高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラス)・超高速品目及び、ATM専用	289,320	---
専用線ノード装置 (CNE)	(14) 一般専用 (50b/s)	17,845	---
	(15) 一般専用 (AM・FM放送)	2,487	---
	(16) 一般専用 (50b/s及びAM・FM放送を除く) 及び、高速デジタル伝送・高速品目 (1.5, 6.0Mb/sを除くエコノミークラス)	324,634	---
	(17) 高速デジタル伝送・高速品目 (1.5Mb/sエコノミークラス)	199,725	---
	(18) 高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラス)	91,183	---
	(19) 高速デジタル伝送・高速品目 (エコノミークラスを除く)	130,487	---
	(20) 高速デジタル伝送・超高速品目	1	---
	(21) ATM専用	309,604	---
専用線ノード装置 (CNE) ～専用線 ノード装置 (CNE) 及び、 専用線ノード装置 (CNE) ～相互 接続点 (POI) 伝送路	(22) 一般専用 (50b/s)	1,913	42,610
	(23) 一般専用 (50b/sを除く)、高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラスを除く) 及び、中継伝送専用機能 (MA間伝送路)	252,620	10,721,216
	(24) 高速デジタル伝送・高速品目 (6.0Mb/sエコノミークラス)、超高速品目及び、ATM専用	123,208	4,649,052
	(25) 接続装置	632,162	---

A. 平成18年度のサービス別契約回線数実績

サービス	品目	グレード	専用線形態	①契約回線数	②MA間回線距離
IPルーティング網 接続専用	低速用			2,784	
	高速用			27	0

B. 機能ごとの速度換算係数、保守換算係数及び、経由回数

サービス	品目	グレード	専用線形態	③速度換算係数					④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
				M D F S S L M	S L M S C N E	C N E	C N E S C P O I	C N E S P O I (接続装置)		M D F S S L M	S L M	S L M S C N E	C N E	C N E S C P O I	C N E S P O I (接続装置)
IPルーティング網 接続専用	低速用			2					1.06	1	1				
	高速用								1.06		1				

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.407
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.575
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.009
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.2
b. その他のコストの割合	89.8
c. 計	100.0

③保守換算係数の算定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 以下の機能の算定における網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

- ・2-1-1-1 基本料の(5) 端末回線伝送機能 (第5欄(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)
- ・2-1-1-2 加算料の(2) 2-1-1-2第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料
- ・2-1-1-2 加算料の(3) 2-1-1-2第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料のア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.989
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.989
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.274
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	9.1
b. その他のコストの割合	90.9
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1、2以外のもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.989
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.989
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.274
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	9.1
b. その他のコストの割合	90.9
c. 計	100.0

③保守換算係数の算定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I . 料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H18	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	315,627	H18年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

X II. 料金設定に使用した低速用装置コストと高速用装置コストの比率

専用加入者線装置モジュールのIPルーティング網接続専用については、平成18年度末の当該設備区分の取得固定資産価額により、以下のとおり算定した。

(百万円)

区分	①低速用の設備	②高速用の設備	③左記以外の設備	①+②
	OCN低速加入者アクセス設備	OCN高速加入者アクセス設備	—	
固定資産価額	2,362	207	2,323	2,569
比率	0.9194	0.0806	—	1.0000

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線(※)			メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
			メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付				
営業費	・取得資産額比	12	1	12	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	225,437	7,199	218,238	10,827	4,404	24	4,380
共通費	・施設保全費支出額比	10,537	481	10,056	392	1,458	27	1,431
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	18,508	722	17,785	836	559	12	547
試験研究費	・取得資産額比	3,267	523	2,744	4	105	31	74
通信設備使用料	・取得資産額比	20	1	19	8	11	0	10
租税公課	・正味資産額比	29,955	1,919	28,036	26	615	19	596
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	89,230	10,148	79,082	156	3,942	311	3,631
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	13,649	951	12,698	14	224	3	221
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	4,004	327	3,677	9	108	1	107
合計		390,615	21,945	368,670	12,263	11,317	426	10,891

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙3) 料金算定に使用した単金

1. 端末回線伝送機能

(1) 網使用料算定根拠<平成16年10月25日認可> (固定基地局無線伝送路接続料算定根拠)より引用

区分		コスト等	備考
①固定無線基地局	1固定無線基地局伝送路あたり (円・月)	9,330	II. 原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能及び端末回線により伝送を行なう機能の(2)料金の設定のB. 加算料のA. より
②光信号電気信号変換装置 (非集線型)	1固定無線基地局伝送路あたり (円・月)	1,531	II. 原価の算定及び料金の設定の端末回線伝送機能及び端末回線により伝送を行なう機能の(2)料金の設定のB. 加算料のA. より

(参考1)

設備区分等	指定設備管理部門計										指定設備利用部門計				合計		
	備 改 造 料 費 等	時 間 運 行 タ ク ス	P H S 接 続 装 置	備 改 造 料	重 置 交 付 金	置 換 損 失 (管 理)	ユ ニ バ 負 担 金 (管 理)	運 賃 設 備	ス リ ッ タ (ロ シ)	忘 記 以 外	回 線 管 理 運 営	サ ー ビ ス (ユ ニ バ 負 担 金)	サ ー ビ ス 活 動	購 入 控 制 す る 設 備 の 修 理 費 等 に 付 加 機 能 使 用 料		備 考 (関 連 開 業 収 入 控 制 す る 設 備 の 修 理 費 等 に 付 加 機 能 使 用 料)	
費用の項目	2	0	0	0	2	0	0	26,332	1	0	1	19,074	0	241,881	145,873	406,809	433,191
業 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,377	221	1,599	1,599
(再)買 損 失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,947	227	11,174	19,579
運 用 費	0	0	0	0	0	0	8,404	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 産 権 全 費	3,153	357	0	2,796	0	0	422,009	10,750	118	10,031	0	0	0	0	70,796	81,549	503,357
共 通 費	323	21	0	302	0	0	36,710	1,823	36	1,787	652	0	25,306	16,144	44,557	81,266	
管 理 費	945	17	0	328	0	0	45,047	2,200	31	2,169	1,280	86	36,876	16,060	56,502	101,548	
試 験 研 究 費	841	4	0	836	0	0	32,200	2,816	48	2,769	0	0	6,131	7,706	16,653	48,853	
運 賃 設 備 使 用 料	41	11	0	30	0	0	15,437	895	12	883	0	0	74,918	141	742,854	758,392	
租 税 公 課	386	7	0	382	0	0	61,405	2,330	39	2,291	75	0	1,697	5,348	9,440	70,845	
減 価 償 却 費	2,638	62	0	2,777	0	0	338,775	50,846	961	49,884	563	0	10,889	37,216	99,313	439,088	
固 定 資 産 除 却 費	242	2	0	240	0	0	32,986	4,614	9	4,605	26	0	621	3,893	9,154	42,140	
(再)除 却	126	1	0	125	0	0	13,339	3,825	5	3,819	13	0	370	2,366	6,673	20,013	
合 計	8,174	482	0	7,692	0	0	1,020,354	76,275	1,255	75,020	21,670	86	1,076,667	303,407	1,478,105	2,498,459	

取得資産の項目	取得価額		減価償却累計額		取得価額		減価償却累計額		取得価額		減価償却累計額		取得価額		減価償却累計額		取得価額		減価償却累計額		取得価額		減価償却累計額			
	取	得	取	得	取	得	取	得	取	得	取	得	取	得	取	得	取	得	取	得	取	得	取	得		
固定資産区分																										
市内線路設備	2,541,888	632,047	0	0	143,587	0	0	0	48,801	31,001	0	0	0	0	631	8	223	8	0	0	3,886	0	0	0	650,18	5,006
線路	2,085,475	323,440	0	0	129,305	0	0	0	43,026	26,493	0	0	0	0	539	7	186	8	0	0	3,442	0	0	0	55,802	4,848
設備	476,412	308,608	0	0	19,282	0	0	0	5,775	4,508	0	0	0	0	92	1	25	1	0	0	444	0	0	0	9,216	758
市外線路設備	0	0	0	0	27,489	0	0	0	8,273	6,893	0	0	141	1	37	1	37	1	0	0	657	0	0	0	13,955	1,142
線路	0	0	0	0	24,117	0	0	0	7,478	6,165	0	0	126	1	34	1	34	1	0	0	584	0	0	0	12,484	1,024
設備	0	0	0	0	2,772	0	0	0	795	729	0	0	15	0	3	0	3	0	0	0	63	0	0	0	1,470	118
土木設備	1,590,427	554,026	0	0	243,778	0	0	0	76,642	59,068	0	0	1,204	12	344	4	14	4	0	0	6,017	0	0	0	120,251	9,934
線路	1,224,028	429,788	0	0	188,905	0	0	0	58,563	45,807	0	0	933	10	266	3	77	3	0	0	4,659	0	0	0	93,198	7,700
設備	366,019	127,228	0	0	54,875	0	0	0	17,065	13,261	0	0	270	3	77	3	0	0	0	0	1,358	0	0	0	27,054	2,234
土地	4,941	1,329	0	0	10,951	0	0	0	2,776	2,954	0	0	61	0	12	0	0	0	0	0	223	0	0	0	5,822	465
海産物設備	4,341	960	0	0	9,023	0	0	0	2,374	2,526	0	0	52	0	10	0	0	0	0	0	191	0	0	0	4,972	398
建物	202,171	6,447	195,670	21,773	4,928	0	0	0	402	428	0	0	9	0	2	0	2	0	0	0	32	0	0	0	850	67
設備	128,648	3,961	124,883	15,455	4,881	290,035	5	488	30,045	7,803	3,811	6,940	792	163	53	7,861	3,745	46,326	6,619	10,045	5,074	618	6,619	10,045		
構築物	74,983	2,487	71,823	7,718	115	18,345	3	273	68,669	9,916	996	74	16,310	4,448	97	1,057	32	4,335	2,122	26,157	3,742	5,883	2,559	348		
構築物	14,530	4,033	13,726	1,486	653	37	23	33,033	1	53	32,979	1,921	191	14	3,275	852	422	765	88	18	182	6	842	411		
構築物	3,444	3,201	3,611	158	9	6	7,996	0	13	7,993	464	47	3	791	2	93	38	2	4	44	1	205	100	1,240	179	
構築物	3,033	225	2,978	469	16	9	1,747	0	3	2,062	154	16	1	273	93	82	5	1	18	1	45	30	306	67		
構築物	907	21	78,868	68	1	23	13	289	0	1	289	19	3	0	44	16	6	16	5	1	38	25	259	96		
構築物	829	16	784	60	11	268	0	0	265	17	3	0	0	52	15	7	6	1	0	7	5	47	11			
構築物	639	2	702	6	0	33	0	0	0	2	33	7	1	0	46	3	0	2	4	0	6	3	5	16		
構築物	27,262	6,304	21,038	3,916	334	27	18	406	0	32	18,406	3,162	136	0	2,218	816	272	1,785	41	27	332	8	295	758		
構築物	27,262	6,304	21,038	3,916	334	27	18	406	0	32	18,406	3,162	136	0	2,218	816	272	1,785	41	27	332	8	295	758		
構築物	5,939	1,395	5,724	2,318	32	15,937	0	0	72	13,332	2,526	58	2	5	508	197	31	5	5	5	5	5	5	5	5	
構築物	29,927	1,425	27,423	2,973	1,027	98	0	0	86	53,726	3,566	315	24	5,378	1,409	704	1,322	1,443	0	0	0	0	0	0		
構築物	29,927	1,425	27,423	2,973	1,027	98	0	0	86	53,726	3,566	315	24	5,378	1,409	704	1,322	1,443	0	0	0	0	0	0	0	0
構築物	11,937	0	11,937	5,655	84	48	27	5,048	0	7	5,041	683	91	2	742	345	66	386	16	5	16	1	75	81		
構築物	11,937	0	11,937	5,655	84	48	27	5,048	0	7	5,041	683	91	2	742	345	66	386	16	5	16	1	75	81		
構築物	137,440	34,903	102,836	27,094	252	861	466	188,723	1	75	188,697	29,529	512	257	3,884	8,242	3,875	17,029	373	79	5,899	41	3,810	1,723		
構築物	97,889	24,253	78,636	19,122	183	615	366	167,513	1	56	167,457	24,519	378	296	6,106	2,819	14,292	14,292	317	56	5,331	33	3,433	1,505		
構築物	39,560	10,650	29,900	7,962	69	246	138	21,260	0	17	21,243	134	20	2	1,065	381	1,065	381	56	27	568	8	377	267		
構築物	47,296,949	46,943	46,800,016	1,250,289	28,617	36,999	20,765	3,479,112	50	4,463	3,474,586	192,204	251,123	2,992	400,039	169,760	71,857	105,831	10,689	1,518	19,712	548	69,387	40,314		
構築物	3,917,949	33,553	3,684,995	788,510	17,888	33,339	17,810	2,910,114	39	3,830	2,906,246	20,803	2,699	339,363	127,881	63,860	69,274	8,643	990	16,340	448	77,584	40,368			
構築物	10,322,000	16,390	10,159,010	461,779	10,299	3,659	2,975	5,689,977	12	684	5,683,332	73,910	4,320	293	69,257	41,878	8,297	36,556	2,945	558	3,372	101	11,803	8,955		
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計																										
設備区分毎の固定資産合計									</																	

(参考3)

設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成18年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門					
	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	メタル主配線盤	O C U	その他	回線管理運営
営 業 費	24,403	12	0	0	0	24,391
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0	0
運 用 費	0	0	0	0	0	0
施 設 保 全 費	237,893	225,437	4,404	2,320	676	5,056
共 通 費	13,500	10,537	1,458	402	68	1,035
管 理 費	21,222	18,508	559	348	62	1,746
試 験 研 究 費	3,827	3,267	105	356	99	0
通 信 設 備 使 用 料	104	20	11	69	5	0
租 税 公 課	31,033	29,955	615	226	106	132
減 価 償 却 費	103,505	89,230	3,942	4,895	1,685	3,753
固 定 資 産 除 却 費	14,348	13,649	224	332	62	81
(再)除却損	4,413	4,004	108	215	27	59
合 計	449,835	390,615	11,317	8,948	2,763	36,193

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成18年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

資産の項目	設備区分等	指定設備管理部門									
		(端末系伝送路 の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	メタル主配線盤	O C U	その他	回線管理運営				
								取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	128,730	3,975	70,454	54,299	1	0	0	0	0
		減価償却累計額	108,793	3,545	61,471	43,775	1	0	0	0	0
		正味価額	19,937	430	8,983	10,524	0	0	0	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	15,132	1,082	0	10,677	3,373	0	0	0	0	
	減価償却累計額	12,938	749	0	9,634	2,555	0	0	0	0	
	正味価額	2,193	332	0	1,043	818	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	4,271	4,121	0	0	150	0	0	0	0	
	減価償却累計額	3,771	3,704	0	0	67	0	0	0	0	
	正味価額	500	417	0	0	83	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	13,998	3,113	1,542	8,872	469	0	0	0	0	
	減価償却累計額	11,149	2,480	1,228	7,067	374	0	0	0	0	
	正味価額	2,847	633	314	1,805	95	0	0	0	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	676	86	538	49	4	0	0	0	0	
	減価償却累計額	560	72	445	40	3	0	0	0	0	
	正味価額	116	14	93	8	1	0	0	0	0	
空中線設備	取得価額	148	148	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	117	117	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	31	31	0	0	0	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,541,888	2,531,291	0	0	10,597	0	0	0	
		減価償却累計額	2,065,475	2,060,102	0	0	5,373	0	0	0	
		正味価額	476,412	471,188	0	0	5,224	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,590,427	1,590,427	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,224,408	1,224,408	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	366,019	366,019	0	0	0	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	4,641	4,641	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	4,341	4,341	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	299	299	0	0	0	0	0	0	0	
建物	取得価額	202,117	116,379	64,095	14,167	1,029	6,447	0	0	0	
	減価償却累計額	128,049	73,344	41,028	9,060	656	3,961	0	0	0	
	正味価額	74,068	43,036	23,067	5,106	372	2,487	0	0	0	
構築物	取得価額	17,548	9,909	5,808	1,240	90	502	0	0	0	
	減価償却累計額	14,130	7,979	4,677	998	72	403	0	0	0	
	正味価額	3,418	1,930	1,131	241	17	98	0	0	0	
機械及び装置	取得価額	3,744	3,351	72	58	11	251	0	0	0	
	減価償却累計額	3,203	2,857	62	49	10	225	0	0	0	
	正味価額	541	495	10	9	2	26	0	0	0	
車両及び船舶	取得価額	907	867	10	8	2	21	0	0	0	
	減価償却累計額	802	766	9	7	2	18	0	0	0	
	正味価額	105	100	1	1	0	2	0	0	0	
工具、器具及び備品	取得価額	27,502	19,898	588	534	88	6,394	0	0	0	
	減価償却累計額	22,024	16,429	447	389	67	4,693	0	0	0	
	正味価額	5,478	3,469	141	145	22	1,702	0	0	0	
土地	取得価額	28,847	18,351	7,314	1,625	132	1,425	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	28,847	18,351	7,314	1,625	132	1,425	0	0	0	
建設仮勘定	取得価額	11,537	11,210	128	121	78	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	11,537	11,210	128	121	78	0	0	0	0	
無形固定資産	取得価額	137,840	95,352	1,228	6,194	162	34,903	0	0	0	
	減価償却累計額	97,889	67,032	887	5,597	120	24,253	0	0	0	
	正味価額	39,950	28,320	341	597	42	10,650	0	0	0	
合計	取得価額	4,729,949	4,414,199	151,778	97,844	16,185	49,943	0	0	0	
	減価償却累計額	3,697,649	3,467,925	110,254	76,618	9,299	33,553	0	0	0	
	正味価額	1,032,300	946,274	41,524	21,226	6,886	16,390	0	0	0	

(別添1)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成20年4月～平成23年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は4.32%とした。

(単位:百万円)

区分	H18 実績	H19	H20	H21	H22	H20-22 (3年間)
1. 設備管理運営費	114,348	121,550	111,985	110,629	111,783	334,397
2. 他人資本費用	3,453	3,769	3,818	3,828	3,926	11,572
3. 自己資本費用	9,943	10,853	10,994	11,022	11,304	33,320
4. 利益対応税	6,937	7,572	7,671	7,690	7,887	23,248
5. 原価(1+2+3+4)	134,681	143,744	134,468	133,169	134,900	402,537

レートベース	471,660	514,815	521,501	522,802	536,202
有利子負債以外の負債の額	47,815	52,190	52,868	53,000	54,358

6. 加算料相当コスト	3,254	4,257	3,445	4,318	5,706	13,470
7. 加算料相当コスト控除後原価	131,427	139,487	131,023	128,851	129,194	389,067

芯線数(千芯)	1,160	1,499	1,798	2,239	2,939	6,976
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	9,441	7,754	6,073	4,796	3,663	4,648
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	H18	H19	H20	H21	H22	(単位:千芯) H20-H22
①負担金なしサービス	1,101	1,442	1,740	2,181	2,882	6,803
②専用線等	78	79	79	79	79	237
③Bフレッツサービス	920	1,228	1,486	1,840	2,338	5,664
④ダークファイバ(他事業者利用分)	103	135	175	263	465	902
⑤負担金ありサービス	59	58	58	58	58	173
⑥計	1,160	1,499	1,798	2,239	2,939	6,976

(2) 加算料相当コストの算定

区分	H18	H19	H20	H21	H22	(単位:百万円) H20-H22
⑦加算料コスト(①×165円※×12ヶ月)	3,254	4,257	3,445	4,318	5,706	13,470

※H19年度以前については246円

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
営業費	4	4	4	4	4
施設保全費	17,017	18,626	19,368	19,901	20,509
共通費	2,190	2,482	2,592	2,679	2,788
管理費	2,797	3,130	3,265	3,367	3,491
試験研究費	4,286	3,122	1,932	2,325	2,529
通信設備使用料	3	3	3	3	3
租税公課	11,284	11,989	12,172	12,333	12,688
減価償却費	71,970	77,053	67,559	65,228	65,188
固定資産除却費	4,798	5,144	5,091	4,788	4,582
(再)除却損	2,292	2,448	2,405	2,133	1,898
合計	114,348	121,550	111,985	110,629	111,783

平成20-22 (3年間)	算定方法
12	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
59,778	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
8,059	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
10,123	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
6,786	前年度値 × 当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
9	前年度値 × 取得固定資産伸び率
37,193	前年度値 × 正味固定資産伸び率
197,976	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
14,461	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
6,436	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
334,397	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	584,698	693,031	760,083	813,023	875,166	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
	その他	290,296	313,992	307,521	298,606	301,187	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)※ - 除却損
	取得固定資産	48,678	57,699	62,322	65,628	69,498	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	18,660	22,096	23,889	25,159	26,642	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	554,026	606,556	646,669	677,980	709,872	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	127,228	139,122	148,308	155,507	162,824	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
建物	取得固定資産	21,173	24,252	26,071	27,410	28,908	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,717	8,839	9,507	9,997	10,544	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物	取得固定資産	1,857	2,129	2,289	2,407	2,538	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	361	413	445	468	493	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	27,084	29,778	31,773	33,320	34,913	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,962	8,765	9,353	9,810	10,279	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	12,773	14,670	15,759	16,565	17,459	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	9,555	10,988	11,811	12,416	13,087	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	1,250,289	1,428,120	1,544,951	1,636,334	1,738,383	
	正味固定資産	461,779	504,200	510,822	511,972	525,060	

※H20年度以降については、耐用年数は地下21年・架空15年・海底13年として算定。

Ⅲ. 需要

	(単位:千芯)				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
Bフレッツ	920	1,228	1,486	1,840	2,338
ダークファイバ	103	135	175	263	465
専用線等	137	137	137	137	137
計	1,160	1,499	1,798	2,239	2,939
					H20-22 (3年間)
					5,664
					903
					411
					6,976

・Bフレッツについては、下表の契約数に基づき、ファミリータイプは8ユーザまでごとに1芯、マンジョンタイプは16ユーザまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザで1芯使用するものとして算定。

	(単位:万契約)			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
Bフレッツ年度未契約数	268	408	548	718
純増数	115	140	140	170
				平成22年度
				900
				182

・ダークファイバについては平成20年1月9日申請を基に以下の通り算定

シングルスター方式:ダークファイバ芯線数に占めるシングルスター方式の割合が平成19年度値と同として算定

シェアアクセス方式:平成19年度値を基にADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率(H13年度第3四半期~H16年度第3四半期:年平均196.9%)を適用して算定。

	(単位:千芯)				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
シングルスター方式	90	122	150	185	235
シェアアクセス方式	13	13	26	78	230

・専用線等については、平成18年度末実績と同とした。

(別添2)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(主配線盤)

2. 原価算定期間 平成20年4月～平成23年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は4.32%とした。

(単位:百万円)

区分	H18 実績	H19	H20	H21	H22	H20-22 (3年間)
1. 設備管理運営費	3,915	3,578	3,161	2,874	2,705	8,740
2. 他人資本費用	81	80	75	71	69	215
3. 自己資本費用	232	231	215	203	197	615
4. 利益対応税	162	161	150	142	137	429
5. 原価(1+2+3+4)	4,390	4,050	3,601	3,290	3,108	9,999

レートベース	11,020	10,947	10,212	9,632	9,365
有利子負債以外の負債の額	1,117	1,110	1,035	976	949

芯線数(千芯)	1,170	1,503	1,802	2,243	2,943	6,988
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	313	225	167	122	88	119
-----------	-----	-----	-----	-----	----	-----

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
営業費	0	0	0	0	0
施設保全費	544	538	551	559	567
共通費	236	250	256	260	263
管理費	106	112	114	116	117
試験研究費	260	102	71	76	79
通信設備使用料	1	1	1	1	1
租税公課	156	153	142	134	130
減価償却費	2,591	2,399	2,004	1,707	1,526
固定資産除却費	22	23	22	22	21
(再)除却損	9	10	10	10	11
合計	3,916	3,578	3,161	2,874	2,705

平成20-22 (3年間)	算定方法
0	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
1,677	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
779	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
347	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
226	前年度値 × 当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
3	前年度値 × 取得固定資産伸び率
406	前年度値 × 正味固定資産伸び率
5,237	FTMIは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
65	FTMIは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
31	FTMIは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
8,740	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	算定方法
機械設備	FTM	17,017	19,224	20,349	21,301	22,327	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
	その他	6,013	5,547	4,488	3,660	3,140	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費 (当年度取得資産分は半稼動) - 除却損
土木	取得固定資産	126	137	146	152	159	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	25	27	29	30	31	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
建物	取得固定資産	0	0	0	0	0	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	0	0	0	0	0	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
構築物	取得固定資産	8,949	9,748	10,377	10,855	11,340	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	3,218	3,502	3,731	3,904	4,078	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	810	883	940	984	1,028	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	158	171	182	191	199	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
その他	取得固定資産	252	270	288	301	315	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	69	73	78	82	86	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
合計	取得固定資産	1,462	1,589	1,692	1,770	1,849	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	正味固定資産	1,246	1,354	1,443	1,510	1,577	前年度値 × 取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		28,617	31,852	33,792	35,364	37,019	
		10,729	10,675	9,951	9,377	9,111	

Ⅲ. 需要

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	H20-22 (3年間)
光サービス 芯線数	Bフレッツ	920	1,228	1,486	1,840	2,338	5,664
	ダークファイバ	103	135	175	263	465	903
	専用線等	147	141	141	141	141	423
	計	1,170	1,503	1,802	2,243	2,943	6,988

(単位:千芯)

・Bフレッツについては、下表の契約数に基づき、ファミリータイプは8ユーザまでごとに1芯、マンションタイプは16ユーザまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザで1芯使用するものとして算定。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
Bフレッツ年度末契約数		268	408	548	718	900
	純増数	115	140	140	170	182

(単位:万契約)

・ダークファイバについては平成20年1月9日申請を基に以下の通り算定

シングルスター方式:ダークファイバ芯線数に占めるシングルスター方式の割合が平成19年度値と同じとして算定

シェアアクセス方式:平成19年度値を基にADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率(H13年度第3四半期~H16年度第3四半期:年平均196.9%)を適用して算定。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
シングルスター方式		90	122	150	185	235
	シェアアクセス方式	13	13	26	78	230

(単位:千芯)

・専用線等については、平成18年度末実績と同じとした。

(別添3)

光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成20年4月～平成23年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は4.32%とした。

(単位:百万円)

区分	H18 実績	H19	H20	H21	H22	H20-22 (3年間)
1. 設備管理運営費	102,247	107,818	97,667	94,628	92,835	285,130
2. 他人資本費用	3,451	3,728	3,713	3,635	3,597	10,945
3. 自己資本費用	9,938	10,735	10,692	10,467	10,356	31,515
4. 利益対応税	6,934	7,490	7,460	7,303	7,226	21,989
5. 原価(1+2+3+4)	122,570	129,771	119,532	116,033	114,014	349,579
レートベース	471,410	509,201	507,183	496,479	491,222	
有利子負債以外の負債の額	47,790	51,621	51,416	50,331	49,798	
6. 加算料相当コスト	3,254	3,841	2,986	3,743	4,946	11,674
7. 加算料相当コスト控除後原価	119,316	125,930	116,546	112,290	109,068	337,905
芯線数(千芯)	1,160	1,499	1,798	2,239	2,939	6,976
料金(円/芯・月)	8,571	7,001	5,402	4,179	3,093	4,037

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	H18	H19	H20	H21	H22
①負担金なしサービス	1,101	1,442	1,740	2,181	2,882
②専用線等	78	79	79	79	79
③Bフレッツサービス	920	1,228	1,486	1,840	2,338
④ダークファイバ(他事業者利用分)	103	135	175	263	465
⑤負担金ありサービス	59	58	58	58	58
⑥計	1,160	1,499	1,798	2,239	2,939

(単位:千芯)
H20-H22
6,803
237
5,664
902
173
6,976

(2) 加算料相当コストの算定

区分	H18	H19	H20	H21	H22
⑦加算料コスト(①×143円※×12ヶ月)	3,254	3,841	2,986	3,743	4,946

(単位:百万円)
H20-H22
11,674

※H18年度については224円、H19年度については222円(H18年度と同様に算定)

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
営業費	4	4	4	4	4
施設保全費	16,202	17,665	18,249	18,589	18,905
共通費	1,986	2,241	2,313	2,352	2,389
管理費	2,582	2,879	2,971	3,024	3,071
試験研究費	3,764	2,484	1,485	1,439	1,456
通信設備使用料	2	2	2	2	2
租税公課	10,783	11,402	11,495	11,521	11,633
減価償却費	63,262	67,214	57,290	54,064	51,904
固定資産除却費	3,663	3,928	3,858	3,634	3,470
(再)除却損	1,404	1,507	1,469	1,309	1,182
合計	102,247	107,818	97,667	94,628	92,835

平成20-22 (3年間)	算定方法
12	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
55,743	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
7,054	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
9,066	前年度値 × 取得固定資産伸び率に効率化率を加味
4,380	前年度値 × 当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
6	前年度値 × 取得固定資産伸び率
34,649	前年度値 × 正味固定資産伸び率
163,258	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
10,962	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
3,960	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値 × 設備別正味固定資産伸び率
285,131	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	584,698	687,876	745,788	785,179	825,494	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却額
	その他	290,296	309,014	294,436	274,441	259,724	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)※ - 除却損
	取得固定資産	48,678	57,237	61,083	63,305	65,508	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	18,660	21,915	23,415	24,267	25,112	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	554,026	606,556	646,669	677,980	709,872	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	127,228	139,122	148,308	155,507	162,824	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
建物	取得固定資産	21,173	24,128	25,741	26,790	27,842	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,717	8,794	9,388	9,772	10,157	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物	取得固定資産	1,857	2,117	2,259	2,350	2,442	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	361	410	439	457	475	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	27,084	29,764	31,733	33,246	34,785	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,962	8,760	9,341	9,786	10,239	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	12,773	14,601	15,575	16,221	16,868	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	9,555	10,935	11,673	12,157	12,642	前年度値 × 取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	1,250,289	1,422,304	1,528,843	1,605,093	1,682,813	
	正味固定資産	461,779	498,953	496,997	486,397	481,164	

※H20年度以降については、耐用年数は地下21年・架空15年・海底13年として算定。

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	H20-22 (3年間)
Bフレッツ	920	1,228	1,486	1,840	2,338	5,664
ダークファイバ	103	135	175	263	465	903
専用線等	137	137	137	137	137	411
計	1,160	1,499	1,798	2,239	2,939	6,976

・Bフレッツについては、下表の契約数に基づき、ファミリータイプは8ユーザまでごとに1芯、マシヨンタイプは16ユーザまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザで1芯使用するものとして算定。

(単位:万契約)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
Bフレッツ年度未契約数	268	408	548	718	900
純増数	115	140	140	170	182

・ダークファイバについては平成20年1月9日申請を基に以下の通り算定

シングルスター方式:ダークファイバ芯線数に占めるシングルスター方式の割合が平成19年度値と同じとして算定

シェアアクセス方式:平成19年度値を基にADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率(H13年度第3四半期~H16年度第3四半期:年平均196.9%)を適用して算定。

(単位:千芯)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
シングルスター方式	90	122	150	185	235
シェアアクセス方式	13	13	26	78	230

・専用線等については、平成18年度末実績と同じとした。